

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
職員給与規程

〔平成16年4月1日〕
規程第5号

改正 平成17年 3月29日規程第 33号
改正 平成17年 6月24日規程第 57号
改正 平成17年11月25日規程第 72号
改正 平成18年 1月27日規程第 8号
改正 平成18年 3月27日規程第 21号
改正 平成18年 3月30日規程第 35号
改正 平成18年12月27日規程第 74号
改正 平成19年 3月29日規程第 3号
改正 平成19年 6月22日規程第 44号
改正 平成19年12月26日規程第 62号
改正 平成20年 3月31日規程第 18号
改正 平成21年 3月31日規程第 6号
改正 平成21年 6月26日規程第104号
改正 平成21年12月 9日規程第116号
改正 平成22年 3月29日規程第 8号
改正 平成22年 6月24日規程第 39号
改正 平成22年12月 6日規程第 56号
改正 平成24年 3月30日規程第 23号
改正 平成24年 5月25日規程第 51号
改正 平成24年12月21日規程第 61号
改正 平成25年 3月25日規程第 6号
改正 平成25年 9月27日規程第 25号
改正 平成25年12月20日規程第 42号
改正 平成26年 3月26日規程第 15号
改正 平成26年12月25日規程第 28号
改正 平成27年 3月27日規程第 17号
改正 平成27年 9月16日規程第 54号
改正 平成27年12月25日規程第 70号
改正 平成28年 2月17日規程第 4号
改正 平成28年 3月30日規程第 39号
改正 平成28年 5月27日規程第 42号
改正 平成28年 7月15日規程第 51号
改正 平成28年12月12日規程第 59号

改正	平成29年	9月21日	規程第	21号
改正	平成30年	1月26日	規程第	3号
改正	平成31年	1月24日	規程第	3号
改正	令和2年	1月30日	規程第	1号
改正	令和2年	10月27日	規程第	44号
改正	令和2年	11月30日	規程第	52号
改正	令和4年	3月28日	規程第	28号
改正	令和4年	4月14日	規程第	48号
改正	令和4年	6月24日	規程第	52号
改正	令和4年	12月21日	規程第	58号
改正	令和5年	3月27日	規程第	14号
改正	令和5年	6月26日	規程第	28号
改正	令和5年	12月22日	規程第	75号
改正	令和6年	3月25日	規程第	3号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	給与の種類と支給日（第3条・第4条）
第3章	本給の決定及び級別標準職務（第5条・第6条）
第4章	級別資格基準（第7条～第11条）
第5章	初任給（第12条～第21条）
第6章	昇格及び降格（第22条～第25条）
第7章	本給表の適用を異にする異動（第26条・第27条）
第8章	昇給（第28条～第34条）
第9章	特別の場合における号給の決定（第35条～第37条）
第10章	指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定（第38条）
第11章	本給の調整額（第39条）
第12章	管理職手当（第40条）
第13章	初任給調整手当（第41条）
第14章	扶養手当（第42条）
第15章	調整手当（第43条・第44条）
第16章	技術手当（第45条）
第17章	住居手当（第46条）
第18章	通勤手当（第47条）
第19章	単身赴任手当（第48条）
第20章	特殊勤務手当（第49条）
第21章	管理職員特別勤務手当（第50条）
第22章	超過勤務手当（第51条）
第23章	休日給及び祝日等給（第52条・第53条）

- 第24章 夜勤手当（第54条）
- 第25章 勤務1時間当たりの給与額の算出（第55条）
- 第26章 期末手当（第56条）
- 第27章 勤勉手当（第57条）
- 第28章 期末特別手当（第58条）
- 第29章 休職者の給与（第59条）
- 第30章 育児休業等の給与（第60条）
- 第31章 介護休業等の給与（第61条）
- 第32章 給与の減額（第62条）
- 第33章 本給の半減（第63条）
- 第34章 日割計算（第64条）
- 第35章 端数計算（第65条・第66条）
- 第36章 給与の支払（第67条）
- 第37章 雑則（第68条・第69条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則（平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。）第31条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（役員で兼務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

第2章 給与の種類と支給日

（給与の種類）

第3条 給与の種類は、月給制と、年俸制（一）、年俸制（二）及び年俸制（URA）とする。

2 月給制は、労働の対価としての賃金について、1月の単位によって管理するものをいい、職員の給与は、基本給と諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

（1）基本給は、本給とする。

（2）諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休日給、祝日等給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

3 年俸制（一）は、労働の対価としての賃金について、4月1日から3月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（一）、業績給（一）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

（1）年俸は、年俸本給（一）及び業績給（一）とする。

- (2) 年俸本給（一）は、年俸本給表（一）の額とし、その12分の1を年俸本給月額（一）とする。
 - (3) 前号の年俸本給（一）は、職員が希望する場合にあっては、その16分の1を年俸本給月額（一）とすることができる。
 - (4) 教育職年俸本給表（一）の適用を受ける職員の業績給は、その12分の1を業績給月額とする。ただし、前号の規定が適用される場合にあっては、その16分の1を業績給月額とする。
 - (5) 第3号が適用される場合にあっては、前号の規定にかかわらず、業績給月額（一）を業績給（一）の額の16分の1とする。
 - (6) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。
- 4 年俸制（二）は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（二）、業績給（二）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- (1) 年俸は、年俸本給（二）及び業績給（二）とする。
 - (2) 年俸本給（二）は、年俸本給表（二）の額とし、その12分の1を年俸本給月額（二）とする。
 - (3) 業績給（二）は、月額の設定を行わない。
 - (4) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。
- 5 年俸制（URA）は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（URA）、業績給（URA）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- (1) 年俸は、年俸本給（URA）及び業績給（URA）とする。
 - (2) 年俸本給（URA）は、URA年俸本給表の額とし、その12分の1を年俸本給月額（URA）とする。
 - (3) 業績給（URA）は、月額の設定を行わない。
 - (4) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給又は年俸本給月額（年俸本給月額（一）、年俸本給月額（二）又は年俸本給月額（URA））及び業績給月額、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当並びに単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この項において「祝日法による休日」という。））及び17日が月曜日で祝日法によ

る休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、祝日等給及び夜勤手当は、その月の分を翌月17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日及び17日が月曜日で祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)に支給する。

- 2 教育職年俸本給表(二)又はURA職年俸本給表の適用を受ける職員の業績給の2分の1の額、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)に支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項第3号及び同項第5号が適用される場合、年俸本給月額(一)及び業績給月額(一)は、その2月分を前項に定める日に支給することができる。

第3章 本給、年俸本給及び業績給の決定並びに級別標準職務

(本給及び年俸本給の決定)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が本給表に定める級及び号給により決定する。

- 2 年俸制(一)、年俸制(二)及び年俸制(URA)の適用を受ける職員(以下「年俸制適用職員」という。)が受ける年俸本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が年俸本給表(一)、年俸制(二)及びURA職年俸本給表に定める号給により決定する。
- 3 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1)一般職本給表(別表第1)
- (2)技術職本給表(別表第2)
- (3)教育職本給表(別表第3)
- (4)教育職年俸本給表(別表第3の2)
 - イ教育職年俸本給表(一)(別表第3の2)
 - ロ教育職年俸本給表(二)(別表第3の3)
- (5)医療職本給表
 - イ 医療職本給表(一)(別表第4)
 - ロ 医療職本給表(二)(別表第5)
- (6)指定職本給表(別表第6)
- (7)URA職年俸本給表(別表第6の2)

(業績給の決定)

第5条の2 年俸制適用職員が受ける業績給は、別に定めるところにより、年俸制の適用開始時及び業績評価を反映できる時期等に機構長が決定する。

(年俸制による給与に関する規定)

第5条の3 前条までに定めるもののほか、年俸制適用職員の給与については、細則として別に定める。

(級別標準職務)

第6条 第5条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第4章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第7条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第8に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第8条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同義の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄は次に掲げる職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1)採用試験により職員となった者

(2)前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、独立行政法人職員、国立大学法人職員、大学共同利用機関法人職員、地方公務員及び公庫職員等（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続きそれらとして勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験に基づいて国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける者となり、引き続き国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第9に定める学歴免許等資格基準表（以下「学歴免許等資格基準表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第9条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第10に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第10条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第11に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第11条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第5章 初任給

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して機構長が決定する。

（新たに職員となった者の職務の級）

第13条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定める資格により決定する。

（新たに職員となった者の号給）

第14条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第12に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第24条第1項又は第25条第2項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第16条から第20条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第15条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄及び試験欄の区分に定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の適用については、第8条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第16条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その試験欄に対応する学歴免許等欄の上級にあつては「大学卒」の区分、同欄の初級にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第17条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第14条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて、その者の職務と同種の職務(職員として在職したものに限る。)又は、前記の職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算表によって換算した場合における当該職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して機構長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第14に定める昇給号給数表のⅢ欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数のすべてを12月で除することとされる職員(第28条第2項各号に規定する職員となった者を除く。)にあつては、端数の月数が9月以上となるもののうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合は、当該号給の数に3を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)第8条第2項第1号に掲げる者 その者に適用される初任給基準表の試験欄に対応する学歴免許等欄の上級にあつては「大学卒」の区分、同欄の初級にあつては「高校卒」の区

分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第8条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（国家公務員の例に準じて機構長が認めるところにより得られる経験年数）

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、前条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか第9条から第11条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第18条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄より初任給の号給が下位である試験欄（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第19条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定める基準及び機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(1) 国家公務員

(2) 独立行政法人の職員

(3) 国立大学法人の職員

(4) 大学共同利用機関法人の職員

(5) 地方公務員

(6) 公庫に勤務する者

(7) 機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第20条 次に掲げる場合において、号給の決定について第17条又は第18条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定める基準及び機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(1) 極めて専門的な知識・経験を有する職種に職員を採用しようとする場合

(2) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要がある教授、准教授等の職種に採用しようとする場合

(3) 特殊の資格、技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合

(4) 機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める職種に職員を採用しようとする場合

(年俸制)

第21条 (削除)

第6章 昇格及び降格

(昇格)

第22条 昇格とは、上位の級に変更することをいう。

2 職員の昇格は、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有している者について、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

3 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

4 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

5 第2項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第23条 職員が第8条第2項第1号の規定に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第24条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第13に定める昇格時号給対応表（以下「昇格時号給対応表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。

3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給。）とする。

（降格の場合の号給）

第25条 降格とは、職員の意に反して下位の級に変更することをいう。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

3 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（降格の事由）

第25条の2 機構長は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

（1）職員の評価の結果、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき

（2）機構長が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があつて改善がみられない場合、又はこれに堪えないことが明らかな場合

（3）職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき

2 前項の場合において、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の降格は、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

第7章 本給表の適用を異にする異動

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

(本給表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1)平成16年4月1日(国家公務員として在職していた者については、国家公務員となった日。)(以下「基準日」という。)以後に新たに職員となった者(次号に掲げる者を除く。)新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
 - (2)基準日以後に新たに職員となった者のうち、その号給の決定について第19条又は第20条の規定の適用を受けた者 前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

第8章 昇給及び降号

(昇給)

第28条 職員(指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。ただし、次に掲げる職員にあつては、昇給の号給数を3号給とすることを標準として決定するものとする。
 - (1)一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - (2)技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
 - (3)教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - (4)医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳(医療職本給表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳とする。)を超える職員の昇給は、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(昇給日)

第29条 前条第1項に規定する昇給日は、第33条に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

(勤務成績の証明)

第30条 第28条第1項の規定による昇給（第33条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の勤務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しないものとする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、次条により行うものとする。

- (1) 勤務成績が抜群である職員 I
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 II
- (3) 勤務成績が良好である職員 III
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 IV
- (5) 勤務成績がよくない職員 V

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） IV

イ 年次有給休暇

ロ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ハ 特別休暇

ニ 総合的な健康診査を受けるための承認

ホ 妊娠中の通勤緩和措置のための承認

ヘ 妊娠中・出産後の保健指導又は健康診査を受けるための承認

ト 妊娠中の休息・補食のための承認

チ 業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職

リ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職

ヌ 国際機関等への派遣

ル 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇（連続する最初の2歴日に限る。）

ヲ 育児休業及び介護休業

(2)前号に掲げる事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 V

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（I及びIIの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるI又はIIの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Iにあつては100分の5、IIにあつては100分の20の割合に概ね合致していなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。

(1)第28条第2項各号に掲げる職員 Iにあつては100分の10、IIにあつては100分の30

(2)次に掲げる職員（第56条第2項①に規定する職制上の段階、職務の級等による加算を受けている者を除く。） 100分の20（そのうちIの昇給区分に係る割合については、100分の5以内）

イ 一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

ロ 技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの

ニ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ホ 医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

5 第28条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第14に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第24条第3項若しくは第35条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内の号給数）とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をI又はIIに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第4項の職員の数の割合等を考慮して得た号給数を超えてはならな

い。

(昇給区分の基準)

第32条 前条第1項に規定する昇給区分の基準は、次の各号によるものとする。

(1)次に掲げる職員(次項各号に掲げる職員を除く。)は、前条第1項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イからハまでに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

イ 基準期間において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(次号イに規定するものを除く。)を受けた職員

ロ 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものを除く。)があった職員

ハ 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次号ロにおいて同じ。)

ニ 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

(2)次に掲げる職員は、前条第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イ又はロに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号又は第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

イ 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前号イに規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

ロ 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員

ハ 前号ニに掲げる職員でその態様が著しいもの

2 前項第1号イ又は第2号イに掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

(研修、表彰等による昇給)

第33条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第28条第1項の規定による昇給をさせることができるものとする。

(1)研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2)業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第34条 第28条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しないものとする。

(降号の場合の号給)

第34条の2 降号とは、職員の意に反して下位の号給に変更することをいう。

2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(降号の事由)

第34条の3 機構長は、職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。ただし、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の場合には、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第35条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第24条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると機構長が認める場合に該当するときは、その者の号給を機構長の定める基準により上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第36条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第16に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合の号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、号給を調整することができる。

(本給の訂正方法)

第37条 職員の本給の決定に誤りがあり、機構長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第10章 指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定

(指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定)

第38条 第5条第3項に規定する指定職本給表の適用を受ける職員は、機構長が特に認める者とする。

2 号給の決定については、別に定める基準又は機構長が別に定める。

第11章 本給の調整額

(本給の調整額)

第39条 本給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職務に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、別表第17に掲げる職務を担当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）には支給しない。

2 職員の本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第18に掲げる調整基本額にその者に係る別表第17の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、本給月額 $\frac{100}{25}$ の範囲内とする。

3 本給の調整額の適用については、前2項に定めるもののほか別に定めるところによる。

第12章 管理職手当

(管理職手当)

第40条 管理職手当は、次に掲げる管理監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に支給する。ただし、指定職員又は管理職員が他の管理職手当の支給を受ける職に併任された場合にあつては、その職についての管理職手当は支給しない。

(1) 所長、施設長、管理局長

(2) 副所長（東海キャンパスに置く副所長を除く。）、J-PARCセンター長、管理局の部長

(3) 研究主幹、理論センター長、加速器研究施設及び共通基盤研究施設のセンター長、放射光実験施設長、J-PARCセンター副センター長、東海キャンパス所長、参事役、管理局の次長、総合研究大学院大学の先端学術院長

(4) 東海キャンパス副所長、J-PARCセンターディビジョン長、課長、管理局の室長、安全衛生推進室長、監査室長、DX推進室長

(5) J-PARCセンター副ディビジョン長、和光原子核科学センター長、総合研究大学院大学のコース長、低速陽電子実験施設長

(6) J-PARCセンターセクションリーダー（教授でないものに限る。）

2 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、本給月額に当該各号に掲げる

額とする。

- (1)前項第1号に掲げる職員(1種) 135,500円(一般職本給表適用者にあつては、127,000円)
- (2)前項第2号に掲げる職員(2種) 101,500円(一般職本給表適用者にあつては、86,000円)
- (3)前項第3号に掲げる職員(3種) 89,000円(一般職本給表適用者にあつては、74,500円)
- (4)前項第4号に掲げる職員(4種) 70,000円(一般職本給表適用者にあつては、58,000円)
- (5)前項第5号に掲げる職員(5種) 63,500円
- (6)前項第6号に掲げる職員(6種) 30,000円

- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 休職、派遣、育児休業及び停職期間中は支給しない。
- 6 第51条から第54条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

第13章 初任給調整手当

(初任給調整手当)

第41条 医学に関する専門的知識を必要とし、医療職本給表(一)の適用を受け、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員については、採用の日(医師等として勤務していた期間がある場合はその期間を経過した日)から35年以内の期間、年数を経過するごとにその額を減じて、次表に掲げる額を支給する。

経過期間	額	経過期間	額
1年未満	185,000	18年以上19年未満	180,200
1年以上2年未満	185,000	19年以上20年未満	178,600
2年以上3年未満	185,000	20年以上21年未満	177,000
3年以上4年未満	185,000	21年以上22年未満	168,500
4年以上5年未満	185,000	22年以上23年未満	158,700
5年以上6年未満	185,000	23年以上24年未満	149,600
6年以上7年未満	185,000	24年以上25年未満	139,900
7年以上8年未満	185,000	25年以上26年未満	130,700
8年以上9年未満	185,000	26年以上27年未満	119,700
9年以上10年未満	185,000	27年以上28年未満	109,300

10年以上11年未満	185,000	28年以上29年未満	99,000
11年以上12年未満	185,000	29年以上30年未満	88,000
12年以上13年未満	185,000	30年以上31年未満	77,400
13年以上14年未満	185,000	31年以上32年未満	66,300
14年以上15年未満	185,000	32年以上33年未満	55,900
15年以上16年未満	185,000	33年以上34年未満	42,700
16年以上17年未満	183,400	34年以上35年未満	29,500
17年以上18年未満	181,800		
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用等の日以後の期間を示す。			

2 機構長は、初任給調整手当支給調書を作成し、保管するものとする。

第14章 扶養手当

(扶養手当)

第42条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族の区分に応じた次に定める額とする。ただし、一般職本給表8級及び教育職本給表5級の者にあつては、扶養親族たる配偶者、父母等について一人につき3,500円とし、一般職本給表9級以上、教育職本給表6級及び医療職本給表(一)4級の者には支給しない。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族 6,500円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族 10,000円

(3) 前項第3号から第5号に該当する扶養親族 6,500円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、

その旨を含む。)を機構長に届け出なければならない。

(1)新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3)扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4)扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第15章 調整手当

(調整手当)

第43条 調整手当は、つくば地域における物価・賃金、機構内の異なる勤務箇所間の教育研究又は人事交流等を考慮して支給する。

2 調整手当の月額、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に、100分の16の割合を乗じて得た額とする。

第44条 国家公務員等から引き続き職員となり、前任地において前条第1項に準ずる手当の支給を受けていて、かつ、任用の事情等を考慮し、職員との均衡上必要があると機構長が認めたときは、異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間にあつては、異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）とする。

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）にあつては、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

第16章 技術手当

(技術手当)

第45条 技術手当は、高度な技術力を有し、かつ、当該研究系及びセンターにおいて技術の指導に従事する技術調整役又は技術副主幹に支給する。

2 技術手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 技術調整役 86,000円

(2) 技術副主幹 58,000円

3 技術手当は、超過勤務手当額を含むものとする。

第17章 住居手当

(住居手当)

第46条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第48条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その

額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第 18 章 通勤手当

(通勤手当)

第 47 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

(4) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用することを常例とする者で、業務上必要と認められる場合に自動車等を使用して通勤する職員

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。) とする。ただし、運賃等相当額が、55,000 円を超えるときは、55,000 円とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、1 箇月につきそれぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

二	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
ホ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
へ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員	31,600 円
カ	使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員	33,400 円
ヨ	使用距離が片道 70 キロメートル以上である職員	35,200 円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

(4) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用する者について、業務上必要と認められる場合における自動車等の使用にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、片道1回につきそれぞれ次に定める額とする。

イ 業務連絡バスの乗車地がつくばキャンパスである職員 800 円

ロ 業務連絡バスの乗車地がつくばセンターである職員 840 円

3 勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める要件に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする者又は業務上必要と認められる場合に特別料金等を負担した者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当にあっては、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額とする。ただし、当該額が2万円を超えるときは、2万円（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、2万円）とする。

(2) 東海キャンパスへ転勤となった者又は東海キャンパス勤務者がつくばキャンパスに転勤となった者に係る特別料金等については、前号の規定にかかわらず、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要した額を支給するものとする。

(3)前2号に掲げる通勤手当以外の通勤手当にあつては、前項の規定による額とする。

- 4 前項の規定は、国家公務員等であつた者から引き続き職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める要件に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第19章 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第48条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第20章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第49条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職員には支給しない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第19に定めるところによる。
- 3 前項の支給額に係る作業日数は暦日による。

4 機構長は、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、保管するものとする。

5 別表第19号手当の種類欄に掲げる放射線取扱手当については、別表第17の職務担当欄第2号放射線作業従事に係る本給の調整額を受ける職員には支給しない。

第21章 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

第50条 指定職員及び管理職員（以下「指定職員等」という。）の臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、職員就業規則第51条に規定する休日の振替及び同規則第53条に規定する祝日等の休日の振替ができる場合には、支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とし、勤務が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 指定職員 18,000円
- (2) 1種適用職員 12,000円
- (3) 2種適用職員 10,000円
- (4) 3種適用職員 8,000円
- (5) 4種から6種までを適用する職員 6,000円

3 機構長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、保管するものとする。

第22章 超過勤務手当

(超過勤務手当)

第51条 実労働時間が当該勤務日における1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

- (1) 勤務日（第52条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。）のうち1日の勤務時間に満たない日における当該勤務時間までの勤務 100分の100
- (2) 前号の当該勤務日における1日の勤務時間を超える勤務 100分の125
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

第51条の2 フレックスタイム制において、実労働時間（1日の有給休暇を取得した場合においては、その労働したものとして扱う時間数を含む。）が清算期間の所定の総労働時間を超え

て勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

(1) 清算期間(次条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。)のうち、所定の総労働時間に満たない期間における当該総労働時間までの勤務 100分の100

(2) 前号の当該清算期間における所定の総労働時間を超える勤務 100分の125

第23章 休日給及び祝日等給

(休日給)

第52条 職員就業規則第50条に規定する休日に、同規則第51条第1項ただし書きの規定の適用を受けた職員及び第51条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

(祝日等給)

第53条 職員就業規則第52条に規定する祝日等の休日に、同規則第53条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を祝日等給として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

第24章 夜勤手当

(夜勤手当)

第54条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、指定職員には支給しない。

第25章 勤務1時間当たりの給与額の算出

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第55条 前5条、第60条、第61条及び第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給月額、本給の調整額並びにこれらに対する調整手当、管理職手当、初任給調整手当及び技術手当の月額の合計額を4月1日から翌年3月末日までの1年間における一月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第49条に規定する勤務に対し支給されることとなる場合の第51条、第51条の2、第52条、第53条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日の単価を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

第26章 期末手当

(期末手当)

第56条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表①に定める職員（以下「役職段階加算者」という。）にあつては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表②に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表③に定める割合を乗じて得た額とする。

① 職制上の段階、職務の級等による加算率

イ 一般職本給表適用者

職務の級	加算率
8級以上	100分の20
7級・6級	100分の15
5級・4級	100分の10
3級	100分の5

ロ 技術職本給表適用者

職務の級	加算率
6級・5級	100分の15
4級・3級	100分の10
2級	100分の5

ハ 教育職本給表適用者

職務の級	加算率
6級	100分の20
5級	100分の15 ※1
4級	100分の10 ※2
3級	100分の10
2級	100分の5 ※3

ニ 医療職本給表（一）適用者

職務の級	加算率
------	-----

4級・3級	100分の15 ※1
2級	100分の10
1級	100分の5 ※3

ホ 医療職本給表（二）適用者

職務の級	加算率
3級	100分の5
2級	100分の5 ※3

へ U R A職本給表適用者

職務の級	加算率
4級・3級	100分の10
2級	100分の5

(注) ※1 機構長が定めるものは100分の20

※2 機構長が定めるものは100分の15

※3 機構長が定めるもの

② 特定管理職員の割増率

イ 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	割増率
7級・8級・9級・10級	1種	100分の25
	2種	100分の15

ロ 教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	割増率
5級・6級	1種	100分の25
	2種	100分の15

③ 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1)職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合

(2)職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合

(3)職員が基準日に停職を命ぜられている場合

(4)第2号及び第3号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合

- 5 第3項及び前項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、機構長が定める。
- 6 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 前6項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第27章 勤勉手当

(勤勉手当)

- 第57条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第4条第2項の規定により定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された（別に定める職員を除く。）職員についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（役職段階加算者にあつては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構長が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（機構長が指定する職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在 職 期 間	割 合
---------	-----

6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 前条第3項、第4項及び第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28章 期末特別手当

(期末特別手当)

第58条 期末特別手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員（無休退職者、刑事退職者、停職者、専従求職者、無休派遣職員及び育児休業をしている職員のうち基準日前6箇月以内の期間に勤務した期間のない職員を除く。）に対して、それぞれ第4条で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表③に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額）とする。
- 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇した日現在）において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（労災保険法を適用された退職者を除く。）及び派遣職員以外の職員にあっては、その本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 第56条第6項の規定は、期末特別手当に準用する。

第29章 退職者の給与

(休職者の給与)

- 第59条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与は支給しない。ただし、労災保険法の定めるところに従い、支給される休業補償給付又は休業給付の額が支給されるはずであった給与の額に満たない場合は、その差額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年(結核性疾患にあつては2年)に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第15条第1項第2号の規定により、刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号から第5号の規定により、休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第4号の規定により休職する場合において、業務上の事由で行方不明になったときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項第6号の規定により、休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、給与は支給しない。

第30章 育児休業等の給与

(育児休業等の給与)

第60条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程(平成16年規程第9号。以下この条において「職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程」という。)により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員
- (イ) 職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間
- (ロ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則(平成16年細則第6号)第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (ハ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第2号に規定する休職にされていた期間
- ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した

期間がある職員

(3)職員が部分休業(職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業中に、機構長が特に必要と認め、依頼し、これを受けて勤務をした職員及び職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第4条の3の規定に基づき出生時育児休業中に勤務した職員に対しては、給与を支給するものとし、当該給与の支給以外については、勤務した期間として取り扱わない。

第31章 介護休業等の給与

(介護休業等の給与)

第61条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程(平成16年規程第10号。以下この条において「職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程」という。)により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)介護休業をしている期間については、給与は支給しない。

(2)介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員

(イ)職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間

(ロ)期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(ハ)期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第3号に規定する休職にされていた期間

ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3)職員が部分休業(職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第32章 給与の減額

(給与の減額)

第62条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない時間につき第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(クロスアポイントメントが適用される職員の給与の減額)

第62条の2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程が適用される職員については、本機構以外で行う業務の割合に応じた額を給与から減額する。

第33章 本給の半減

(本給の半減)

第63条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

第34章 日割計算

(日割計算)

第64条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、調整手当及び技術手当の支給について準用する。

第35章 端数計算

(端数計算)

第65条 第51条から第54条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、祝日等給又は夜勤手当及び第60条から第62条に規定する勤務1時間あたりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第66条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

第36章 給与の支払

(給与の支払)

第67条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第37章 雑則

(実施規定)

第68条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第69条 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

- 2 平成16年3月31日において、一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第11条の7の規定を受けていた職員に対する調整手当の支給に関する第50条第4項の規定の適用については、同項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項2号中「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。
- 3 平成16年3月31日において、人事院規則9-49(調整手当)第10条の規定により調整手当の支給を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず同項の調整手当の支給割合に達するまでの間、従前のおり支給の割合を1年につき100分の1ずつ段階的に引き下げた支給割合とする。
- 4 平成16年3月31日において、給与法平成8年改正法附則第14項により暫定筑波研究学園都市移転手当を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず平成16年度にあつては100分の5、平成17年度にあつては100分の4の支給割合とする。

附 則 (平成17年3月29日規程第33号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規程第57号）

この規程は、平成17年6月24日から施行する。ただし、改正後の第47条第2項第3号ただし書きの規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月25日規程第72号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年1月27日規程第8号）

この規程は、平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規程第21号）

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月30日規程第35号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第55条及び第64条の規定は、平成16年4月1日から適用し、第40条第2項第4号ただし書きの規定は、平成18年1月1日から適用する。

（附則の改正）

- 2 次に掲げるとおり附則の一部を改正する。

（1）平成16年4月1日規程第5号附則第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

（2）平成17年6月24日規程第57号附則ただし書きを削る。

（職務の級及び号給の切替え）

- 3 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級及び号給の切替日における職務の級及び号給は、別に定める基準に従い決定するものとする。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 切替日以降に新たに採用されることとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成16年規程第15号）第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。）について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。
- 6 前2項の規定による本給を支給される職員に関する第39条第2項、第40条第2項、第45条第2項、第55条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項及び第64条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項又

は第4項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における第31条の規定の適用に関する特例)

- 7 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表に掲げる字句とする。

昇給区分		I	II	III	IV	V
平成20年 1月	第28条第2項各号に掲げる職員(この項において「特定職員」という。)	7以上	5	2	1	0
	第28条第2項各号に掲げる以外の職員(この項において「一般職員」という。)	7以上	5	3	1	0
平成22年 1月	55歳以上(特定職員)	3以上	2	1	0	0
	55歳以上(一般職員)	3以上	2	1	0	0
平成19年 1月	特定職員	5以上	3	1	0	0
	55歳以上(特定職員)	2以上	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5以上		2	1又は0	
	55歳以上(一般職員)	2以上		0	0	

備考 平成19年1月の一般職員の昇給は、昇給区分を適用せず、「勤務成績が特に良好(I、II相当)である職員」、「勤務成績が良好(III相当)である職員」及び「勤務成績が良好であると認められない(IV、V相当)職員」の区分により行う。

(本給の調整額に関する経過措置)

- 8 第39条第1項の規定により本給の調整を行う職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、第39条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を本給の調整額として支給する。

期間の区分	割合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

- 9 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1)平成18年3月31日から引き続き本給の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2)平成18年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。）

施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3)施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 本給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

(4)施行日以後に、新たに採用することとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成16年規程第15号）第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。） 当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(初任給調整手当に関する経過措置)

10 平成18年3月31日から引き続き在職する職員の初任給調整手当の月額、第41条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成23年3月31日までの間において当該職を引き続く間、同項の規定による額、改正前の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる額との差額、次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額を加算して得た額とする。

期 間 の 区 分	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の80
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の60
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の40
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の20

(研究員調整手当に関する経過措置)

11 改正前の規定により、平成18年3月31日において研究員調整手当を受けていた者の本規定の適用にあつては、次のとおり取り扱うものとする。

(1)第3条第2号、第4条第1項、第55条、第56条第2項、第57条第2項、第58条第

3項、第59条第2項から第4項まで及び第64条第5項に規定する「調整手当」を「調整手当、研究員調整手当」と読み替えるものとする。

(2)前号の研究員調整手当の支給割合を100分の10とし、同手当の月額、本給、本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)から調整手当の支給額を減じた額とする。

(3)前号の適用は、調整手当の支給割合が研究員調整手当の支給割合以上となるまでの間とする。

附 則 (平成18年12月27日規程第74号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年12月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(技師補に係る職務の級及び号給の切替えの暫定措置)

2 職員給与規程(平成18年3月30日規則第35号)附則第3項に規定する切替日の前日において技術職本給表4級の技師補であった者のうち、切替日以降も引き続き技師補である者の切替日における職務の級及び号給は、改正後の一般職本給表3級を暫定技術職本給表3級として、同附則に基づき決定するものとする。

3 前項の規定による職務の級及び号給は、当該技師補が技師に昇任するまでの間の暫定措置とし、技師に昇任するときの格付は改正後の技術職本給表3級における同額の号給(同額の号給がない場合は直近上位の号給)とする。

附 則 (平成19年3月29日規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月22日規程第44号)

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日規程第62号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年12月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第57条の規定は平成19年12月1日から適用する。

(適用除外)

2 前項の規定にかかわらず、次の規則又は規程により雇用され、職員給与規程の規定を準用して給与を決定することとされている職員については、改正後の職員給与規程の規定は適用せず、なお従前の例による。

(1) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構事務補佐等職員就業規則(平成16年4月1日規則第2号)

(2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構再雇用職員就業規則(平成16年4月1日規則第4号)

- (3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外部資金の直接経費により雇用する任期付き常勤の教員の就業に関する規程（平成17年3月29日規程第38号）
- (4) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第8号）
- (5) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第10号）
- (6) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第12号）

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月31日規程第18号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 改正後の規定により管理職手当を受給する者のうち、第40条第2項に規定する区分が施行日前日と同一であり、改正前の管理職手当の月額に達しないこととなる一般職本給表適用者にあつては、当分の間、施行日前日における手当月額を管理職手当の額とする。

附 則（平成21年6月26日規程第104号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75（機構長が指定する職員にあつては100分の95）」とあるのは、「100分の70（機構長が指定する職員にあつては100分の85）」とする。
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、)」とする。

附 則（平成21年12月9日規程第116号）

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。
(本給に係る経過措置の取扱い)

2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(本給の調整額に関する経過措置の取扱い)

3 平成18年3月30日規程第35号附則第8項の適用を受ける職員のうち、当該改正により本給が減額改定となる者に係る同項の適用については、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(管理職手当に関する経過措置の取扱い)

4 平成21年3月31日規程第6号附則第2項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該手当月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(住居手当に係る経過措置)

5 第1項の規定にかかわらず、施行日前日までに次の規則又は規程により雇用された者に係る第46条の規定の適用については、平成22年3月31日までの間、なお従前の例による。

(1) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第8号)

(2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第10号)

(3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第12号)

(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

6 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70(特定管理職員にあつては100分の90)」とあるのは、「100分の70(特定管理職員にあつては100分の95)」とする。

附 則(平成22年3月29日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(復職時等における号給の調整に係る特例措置)

2 平成19年8月1日(以下、本項において「基準日」という。)以後に育児休業を取得した

職員(基準日前から基準日以後までの間育児休業を取得した者を含む。)に係る改正後の別表

第16の適用については、基準日に同表の適用があつたもの(基準日前の期間については2分の1)として再計算を行い、本給を改定できるものとする。

附 則(平成22年6月24日規程第39号)

この規程は、平成22年6月24日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成 22 年 12 月 6 日規程第 56 号）

（施行期日）

1 この規程は平成 22 年 12 月 6 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

（55 歳を超える職員の本給月額等の減額支給について）

2 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下、「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）本給月額 当該特定職員の本給月額（平成 18 年 3 月 30 日規程第 35 号附則第 4 項に基づく経過措置を受ける職員にあっては、当該額）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額に達しない場合（以下、「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下、「本給月額減額基礎額」という。））

（2）調整手当 当該特定職員の本給月額に対する調整手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額）

（3）期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第 56 条第 2 項に定める役職段階加算者にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第 56 条第 2 項に定める役職段階加算者にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額）

（4）勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第 56 条第 2 項に定める役職段階加算者にあつ

ては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第2項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第2項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表	6級
技術職本給表	6級
教育職本給表	5級

3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について勤務時間1時間あたりの給与額は、第55条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

4 第2項の規定が適用される間、第57条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項により算出した額から、第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（機構長が指定する職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（機構長が指定する職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（適用日前に55歳に達した職員に関する読替え）

5 適用日前に55歳に達した職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「附則（平成22年12月6日規程第56号）の適用の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（附則の改正）

6 平成21年12月9日規程第116号附則第2項及び第4項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

（本給に係る経過措置の取扱い）

7 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員のうち、平成21年12月9日規程第116号附則第2項の適用を受ける者以外の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第28条の規定により昇給した職員（その他当該職員との権衡上必要があると認められる者を含む）の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

9 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5（機構長が指定する職員にあっては100分の87.5）」とあるのは、「100分の65（機構長が指定する職員にあっては100分の85）」とする。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

10 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則（平成24年3月30日規程第23号）

(施行期日)

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

(附則の改正)

2 平成21年12月9日規程第116号附則第2項及び第4項中「100分の99.76」を「100分の99.1」に改める。

3 平成22年12月6日規程第56号附則第7項中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

(平成24年4月1日における号給の調整)

4 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（特に調整の必要があるものとして定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

(1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

(2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員

5 前項において特に調整の必要があるものとして定める職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員とする。

附 則（平成 24 年 5 月 25 日 規程 第 51 号）

（施行期日）

1 この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

（特例による給与の減額支給）

2 この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する本給月額（平成 18 年 3 月 30 日 規程 第 35 号 附則 第 4 項の規定による本給を含み、当該職員が第 63 条第 1 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号給	割合
一般職本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
技術職本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
	6 級	100 分の 9.77
教育職本給表	2 級	100 分の 4.77
	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級以上	100 分の 9.77
医療職本給表(一)	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 7.77
	3 級以上	100 分の 9.77
医療職本給表(二)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 7.77
指定職本給表	全ての号給	100 分の 9.77

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) 調整手当 当該職員の本給月額に対する調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当又は技術手当に対する調整手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (3) 技術手当 当該職員の技術手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (6) 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて

得た額

(7) 第59条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第59条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第59条第2項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第59条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第59条第4項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第51条から第54条まで、及び第62条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第55条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年12月6日規程第56号第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号及び第4号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する調整手当の月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第4号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月6日規程第56号第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児部分休業の給与に関する特例)

6 特例期間においては、第60条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護部分休業の給与に関する特例)

7 特例期間においては、第61条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

- 8 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年12月21日規程第61号）

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号給の調整）

- 2 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において39歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成25年9月27日規程第25号）

この規程は平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日規程第42号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成26年1月1日から施行する。

（附則の改正）

- 2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項中「職員には」の下に、「平成26年3月31日までの間、」を加える。

附 則（平成26年3月26日規程第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- (1) 調整日において38歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則 (平成26年12月25日規程第28号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
改正後の職員給与規程の規定は、適用日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与と、改正後の職員給与規程の規定による給与の差額に相当する額は、平成27年1月に支給する。

(平成26年12月期勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成26年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75（特定管理職員にあつては100分の95）」とあるのは、「100分の82.5（特定管理職員にあつては100分の102.5）」とする。

(平成26年12月期期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成26年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の147.5」とあるのは、「100分の140」に、「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例措置)

- 4 平成27年1月1日における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表の掲げる字句とする。

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	7以上	5	3（第28条第2項各号に掲げる職員にあつては、2）	1	0
	1以上	0	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第28条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則 (平成27年3月27日規程第17号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(本給表の改定に伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこと

となる職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成16年規程第15号）第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。）について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。
- 4 前2項の規定による本給を支給される職員に関する第39条第2項、第55条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項及び第64条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第1項又は第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

（附則の改正）

- 5 平成22年12月6日規程第56号附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則（平成27年9月16日規程第54号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規程第70号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年12月25日から施行する。
- （給与の一時金）
- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成27年4月から平成27年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成28年4月1日から適用するものとする。

- 3 平成27年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80（特定管理職員にあつては100分の100）」とあるのは、「100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」とする。
- 4 平成27年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成28年2月に支給する。

（本給等に関する暫定措置）

- 6 平成27年人事院勧告の内容とする改定後の一般職の職員の給与に関する法律（以下、「改正法」という。）の公布、並びに改正法に伴う人事院規則・通知等の交付及び発出により国家公務員における改定後の給与等と本規程における金額等の間に差異が生じた場合は、速やかに本規程の改正を行った上、その間の差額の調整を行うものとする。

附 則（平成28年2月17日規程第4号）

この規程は、平成28年2月17日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規程第39号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第13昇格時
号給対応表及び別表18本給の調整額調整基本額は平成27年4月1日から適用する。

（初任給調整手当）

2 平成27年12月25日規程第70号附則第6項により、本規程の規定を適用した額
と、給与法改正に伴う金額に差異が生じたため、平成27年4月から差額の調整を行う
ものとする。

附 則（平成28年5月27日規程第42号）

この規程は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月15日規程第51号）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規程第59号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年12月12日から施行する。ただし、第42条第1項から第3
項、第57条及び第58条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

（給与の一時金）

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行う
ため、平成28年4月から平成28年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受
けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を
一時金として支給する。

（平成28年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置）

3 平成28年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中
「100分の85（機構長が指定する職員にあっては、100分の105）」とあるのは、
「100分の90（特機構長が指定する職員にあっては、100分の110）」とする。

4 平成28年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「1
00分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

5 前3項に規定する一時金は、平成28年12月に支給する。

（扶養手当に関する経過措置）

6 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第42条第1項から第3項
の規定は適用せず、次表の額とする。

区		年		28	29	30	31	32年度 以降
配偶者	一般職本給表	7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
		8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500	
		9級以上	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給	
	技術職本給表	6級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
	教育職本給表	4級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
		5級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500	
		6級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給	
	医療職本給表 (一)	3級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
		4級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給	
	医療職本給表 (二)	3級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
子	全ての本給表		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	
父母等	一般職本給表	7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
		8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	
		9級以上	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給	
	技術職本給表	6級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
	教育職本給表	4級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
		5級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	
		6級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給	
	医療職本給表 (一)	3級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
		4級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給	
		医療職本給表 (二)	3級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額

平成28年度は、子又は父母等 11,000円

平成29年度は、子 10,000円、父母等 9,000円とし、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を1人目の扶養親族とする。

平成30年度以降は上表に掲げる額とする。

附 則（平成29年9月21日規程第21号）

この規程は、平成29年 9月21日から施行する。

ただし、改正後の第22条、第25条第1項、第25条の2及び第34条から第34条の3までの規定は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成29年4月から平成30年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(平成29年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

3 平成29年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90（機構長が指定する職員にあっては、100分の110）」とあるのは、「100分の95（機構長が指定する職員にあっては、100分の115）」とする。

4 平成29年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

5 前3項に規定する一時金は、平成30年2月に支給する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

6 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員のうち、当該職員の平成27年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして、平成27年昇給等抑制職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成31年1月24日規程第3号）

(施行期日)

1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第40条、第57条及び第58条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成30年4月から平成31年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

3 平成30年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5（機構長が指定する職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは、「100分の95（機構長が指定する職員にあっては、100分の115）」とする。

4 平成30年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

5 前3項に規定する一時金は、平成31年2月に支給する。

附 則（令和２年１月３０日規程第１号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年２月１日から施行する。ただし、第３条、第４条及び第５条の改正規定は令和２年３月１日から施行し、第４６条、第５７条及び第５８条の改正規定は令和２年４月１日から施行する。

（給与の一時金）

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成３１年４月から令和２年１月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

（令和元年１２月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 3 令和元年１２月期勤勉手当に関する第５７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の９５（機構長が指定する職員にあっては、１００分の１１５）」とあるのは、「１００分の９７．５（機構長が指定する職員にあっては、１００分の１１７．５）」とする。
- 4 令和元年１２月期期末特別手当に関する第５８条第２項の規定の適用については、「１００分の１７０」とあるのは、「１００分の１７２．５」とする。
- 5 前３項に規定する一時金は、令和２年２月に支給する。

（昇格時に関する経過措置）

- 6 平成３１年４月１日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号給対応表による号給が、改正前の号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とする。
- 7 施行日から令和２年３月３１日までの間に昇格した職員のうち、上記との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による俸給とすることができる。

（住居手当の支給に関する経過措置）

- 8 住居手当に関する第４６条の規定の適用について、改正により、施行日前日より住居手当を受給し、施行日前後で同一の住居について居住要件を継続しており、住居手当の減額が２，０００円を超える場合には令和３年３月３１日までの間、改正前の住居手当の額から２，０００円を減じた額を住居手当として支給する。

附 則（令和２年１０月２７日規程第４４号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月３０日規程第５２号）

（施行期日）

- 1 この規程による改正後の第５８条第２項及び附則第２項の規定は、令和２年１２月１日から施行する。

（令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する第５８条第２項の適用については、同項

中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則（令和4年3月28日規程第28号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月14日規程第48号）

この規程は、令和4年4月14日から施行する。

附 則（令和4年6月24日規程第52号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規程第58号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

（給与の一時金）

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、令和4年4月から令和4年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和5年4月1日から適用するものとする。

3 令和4年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100（特定管理職員にあっては100分の120）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）」とする。

4 令和4年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の162.5」とあるのは、「100分の165」とする。

5 前3項に規定する一時金は、令和5年2月に支給する。

附 則（令和5年3月27日規程第14号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（特定日以後の給与）

2 当分の間、職員の本給月額（年俸本給月額を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる年齢に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

一 産業医 63歳

二 技術職員、事務系職員、看護職員及びリサーチアドミニストレーター 60歳

- 3 前項の規定の適用を受ける職員に対する第39条の本給の調整額及び第50条の管理職員特別勤務手当は、当分の間、同項の規定を準用して支給する。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員人事規程（平成16年規程第1号）第8条の4第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された職員
 - 二 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則（平成16年規則第1号）第23条第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 5 職員人事規程第8条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であつて、当該降任をされた日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける本給月額が降任をされた日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 6 前項の規定による本給を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

（検討）

- 7 機構は、教員にかかる特定日以後の給与に関する規定について、この規程の施行後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の追加その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月26日規程第28号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日規程第75号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行する。

（給与の一時金）

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年俸制適用職員以外の者にあつては、年間での調整を行うため、令和5年4月から令和5年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和6年4月1日から適用するものとする。

- 3 令和5年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5（特定管理職員にあつては100分の122.5）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあつては100分の125）」とする。

- 4 令和5年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和6年2月に支給する。

附 則（令和6年3月25日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

一般職本給表（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,500		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,800		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,100		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,400		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			

73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							

112	301,600	350,500							
113	301,800	351,000							
114	302,000								
115	302,300								
116	302,700								
117	302,900								
118	303,100								
119	303,400								
120	303,700								
121	304,100								
122	304,300								
123	304,600								
124	304,900								
125	305,200								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

技術職本給表（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	154,400	199,600	277,000	291,600	322,000	371,900
2	155,400	202,500	279,300	294,000	324,000	374,600
3	156,600	205,100	281,500	296,300	325,800	377,100
4	157,600	207,500	283,700	298,600	327,400	379,600
5	158,700	209,900	285,700	300,700	329,000	381,600
6	159,900	211,500	287,500	302,600	330,400	384,200
7	161,100	213,100	289,200	304,400	331,700	386,700
8	162,400	214,900	290,800	306,100	332,900	389,300
9	163,300	216,700	292,400	307,800	334,300	391,700
10	164,900	218,800	294,600	310,100	336,100	394,200
11	166,400	221,100	296,700	312,300	338,000	396,700
12	168,100	223,000	299,000	314,700	339,600	399,200
13	169,400	224,900	300,700	316,500	341,300	401,700
14	171,200	227,100	302,900	318,800	343,000	404,200
15	173,000	229,500	305,100	321,200	344,600	406,900
16	174,900	231,700	307,300	323,500	346,000	409,500
17	176,500	233,800	309,400	325,700	347,400	411,800
18	178,500	236,100	311,500	327,900	349,200	414,200
19	180,600	238,500	313,300	329,800	350,800	416,600
20	182,500	240,900	315,100	331,700	352,600	418,900
21	184,400	243,200	317,000	333,700	354,100	421,100
22	186,300	245,400	318,300	335,100	355,900	423,600
23	188,200	247,500	319,500	336,300	357,500	426,100
24	189,900	249,600	320,800	337,700	359,100	428,300
25	191,600	251,800	322,300	339,300	360,400	430,400
26	193,700	253,900	324,000	341,000	362,000	432,500
27	195,700	256,000	325,700	342,800	363,900	434,900
28	197,700	258,000	327,200	344,400	365,700	437,200
29	199,700	260,200	328,700	346,000	367,300	439,600
30	200,700	262,200	330,200	347,600	369,000	441,900
31	202,000	264,000	331,600	349,000	370,800	444,300
32	203,200	265,700	332,800	350,300	372,500	446,600
33	204,800	267,300	333,900	351,500	373,900	448,800
34	206,400	269,200	335,300	352,900	375,600	451,100

35	208,100	271,100	336,500	354,200	377,200	453,300
36	209,700	272,800	337,700	355,500	378,800	455,700
37	211,100	274,500	338,900	356,700	379,900	458,000
38	212,900	275,500	340,000	357,900	381,200	460,400
39	214,700	276,500	341,100	359,100	382,600	462,700
40	216,300	277,600	342,300	360,300	383,900	465,000
41	217,900	278,500	343,000	361,000	385,100	467,200
42	219,500	279,200	344,000	362,100	386,400	469,300
43	221,100	279,700	345,100	363,300	387,800	471,400
44	222,500	280,200	346,200	364,400	389,200	473,500
45	223,900	280,600	347,200	365,500	390,400	475,000
46	225,300	281,500	348,400	366,700	391,500	476,400
47	226,800	282,400	349,500	367,900	393,000	477,900
48	228,100	283,300	350,600	369,000	394,400	479,400
49	229,400	284,200	351,500	370,000	395,700	481,000
50	231,000	285,200	352,700	371,300	397,000	482,300
51	232,600	286,000	354,000	372,600	398,300	483,600
52	233,900	286,900	355,100	373,800	399,700	485,100
53	235,000	287,900	355,800	374,500	401,000	486,100
54	236,600	288,700	356,700	375,500	402,300	487,300
55	238,100	289,500	357,600	376,400	403,700	488,400
56	239,400	290,200	358,300	377,200	405,000	489,500
57	240,500	290,600	359,000	377,900	406,000	490,400
58	241,700	291,300	359,700	378,600	407,300	491,300
59	242,500	292,100	360,300	379,300	408,600	492,300
60	243,400	292,800	361,000	380,000	409,800	493,200
61	244,200	293,500	361,600	380,600	410,600	494,300
62	245,000	294,400	362,200	381,300	411,400	495,100
63	245,800	295,300	363,000	382,100	412,400	495,800
64	246,500	296,100	363,800	382,900	413,300	496,500
65	247,300	296,900	364,300	383,500	414,100	497,200
66	248,000	297,700	365,100	384,300	414,900	498,000
67	248,700	298,600	365,800	385,000	415,400	498,800
68	249,300	299,400	366,400	385,700	416,200	499,500
69	249,900	300,300	367,000	386,300	416,600	500,200
70	250,800	301,200	367,700	387,000	417,100	500,900
71	251,900	302,200	368,300	387,700	417,600	501,700
72	252,900	303,100	369,000	388,400	418,100	502,500

73	254,000	303,600	369,600	389,100	418,600	503,100
74	255,200	304,600	370,200	389,700		
75	256,100	305,600	370,800	390,300		
76	257,100	306,600	371,500	391,000		
77	258,000	307,600	372,100	391,700		
78	259,000	308,600	372,700	392,300		
79	259,900	309,400	373,300	392,900		
80	260,800	310,300	373,800	393,500		
81	261,700	311,100	374,400	394,100		
82	262,800	311,900	375,000	394,700		
83	263,800	312,600	375,500	395,300		
84	264,700	313,100	376,100	395,900		
85	265,500	313,600	376,600	396,400		
86	266,400	314,100	377,100	396,900		
87	267,200	314,500	377,500	397,400		
88	267,900	314,900	378,200	398,100		
89	268,700	315,200	378,600	398,500		
90	269,700	315,700				
91	270,700	316,200				
92	271,600	316,500				
93	272,500	316,800				
94	273,300	317,200				
95	274,300	317,600				
96	275,100	318,000				
97	275,400	318,400				
98	276,300	318,900				
99	276,900	319,400				
100	277,800	319,900				
101	278,600	320,300				
102	279,200	320,800				
103	279,900	321,300				
104	280,500	321,800				
105	281,000	322,100				
106	281,500	322,500				
107	282,000	323,000				
108	282,300	323,400				
109	282,500	323,900				
110	282,900	324,200				

111	283,200	324,700			
112	283,400	325,100			
113	283,700	325,600			
114	284,000	325,900			
115	284,200	326,400			
116	284,500	326,800			
117	284,800	327,300			
118	285,100	327,700			
119	285,300	328,000			
120	285,600	328,400			
121	285,900	328,800			

備考 この表は、主任技師、先任技師、専門技師、技師、准技師及び技術員に適用する。

別表第3

教育職本給表（第5条関係）

職務の級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	308,400	358,500	402,500	480,800	

35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	315,400	362,800	406,800	487,100
38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	318,300	366,700	409,800	491,000
40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500
44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100
47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000

73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	540,700
79	348,900	415,600	451,000	541,300
80	349,800	415,900	451,600	541,900
81	350,700	416,200	452,400	542,500
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	
87	355,200	417,800	455,000	
88	355,800	418,100	455,300	
89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600	456,200	
91	357,100	418,900	456,600	
92	357,500	419,200	456,900	
93	357,900	419,400	457,200	
94	358,300	419,700	457,600	
95	358,800	420,000	457,900	
96	359,200	420,300	458,200	
97	359,800	420,500	458,500	
98	360,300	420,800	458,900	
99	360,700	421,100	459,200	
100	361,200	421,300	459,500	
101	361,600	421,500	459,800	
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		
105	363,300	422,500		
106	363,700	425,000		
107	364,200	425,300		
108	364,700	425,600		
109	365,100	425,900		
110	365,600	426,200		
111	366,100	426,500		

112	366,500	426,800		
113	366,900	427,100		
114	367,300	427,400		
115	367,800	427,700		
116	368,200	428,000		
117	368,600	428,200		
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			
130	374,100			
131	374,600			
132	375,100			
133	375,600			
134	376,100			
135	376,600			
136	377,100			
137	377,600			
138	378,100			
139	378,600			
140	379,100			
141	379,600			

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教（教育職年俸本給表（一）又は教育職年俸本給表（二）適用者を除く。）に適用する。

別表第3の2

教育職年俸本給表（一）（第5条関係）

号給	年額	月額	号給	年額	月額	号給	年額	月額
1	2,760,000	230,000	29	6,120,000	510,000	57	9,480,000	790,000
2	2,880,000	240,000	30	6,240,000	520,000	58	9,600,000	800,000
3	3,000,000	250,000	31	6,360,000	530,000	59	9,720,000	810,000
4	3,120,000	260,000	32	6,480,000	540,000	60	9,840,000	820,000
5	3,240,000	270,000	33	6,600,000	550,000	61	9,960,000	830,000
6	3,360,000	280,000	34	6,720,000	560,000	62	10,080,000	840,000
7	3,480,000	290,000	35	6,840,000	570,000	63	10,200,000	850,000
8	3,600,000	300,000	36	6,960,000	580,000	64	10,320,000	860,000
9	3,720,000	310,000	37	7,080,000	590,000	65	10,440,000	870,000
10	3,840,000	320,000	38	7,200,000	600,000	66	10,560,000	880,000
11	3,960,000	330,000	39	7,320,000	610,000	67	10,680,000	890,000
12	4,080,000	340,000	40	7,440,000	620,000	68	10,800,000	900,000
13	4,200,000	350,000	41	7,560,000	630,000	69	10,920,000	910,000
14	4,320,000	360,000	42	7,680,000	640,000	70	11,040,000	920,000
15	4,440,000	370,000	43	7,800,000	650,000	71	11,160,000	930,000
16	4,560,000	380,000	44	7,920,000	660,000	72	11,280,000	940,000
17	4,680,000	390,000	45	8,040,000	670,000	73	11,400,000	950,000
18	4,800,000	400,000	46	8,160,000	680,000	74	11,520,000	960,000
19	4,920,000	410,000	47	8,280,000	690,000	75	11,640,000	970,000
20	5,040,000	420,000	48	8,400,000	700,000	76	11,760,000	980,000
21	5,160,000	430,000	49	8,520,000	710,000	77	11,880,000	990,000
22	5,280,000	440,000	50	8,640,000	720,000	78	12,000,000	1,000,000
23	5,400,000	450,000	51	8,760,000	730,000	79	12,120,000	1,010,000
24	5,520,000	460,000	52	8,880,000	740,000	80	12,240,000	1,020,000
25	5,640,000	470,000	53	9,000,000	750,000			
26	5,760,000	480,000	54	9,120,000	760,000			
27	5,880,000	490,000	55	9,240,000	770,000			
28	6,000,000	500,000	56	9,360,000	780,000			

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教（教育職本給表又は教育職年俸本給表（二）適用者を除く。）に適用する。

別表第3の3

教育職年俸本給表(二)(第5条関係)

職務 の級	2級		3級		4級		5級		6級	
	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
		円		円		円		円		円
1	2,797,200	233,100	3,488,400	290,700	4,027,200	335,600	4,922,400	410,200	6,430,800	535,900
2	2,824,800	235,400	3,519,600	293,300	4,062,000	338,500	4,950,000	412,500	6,466,800	538,900
3	2,851,200	237,600	3,548,400	295,700	4,098,000	341,500	4,975,200	414,600	6,504,000	542,000
4	2,875,200	239,600	3,576,000	298,000	4,134,000	344,500	5,000,400	416,700	6,541,200	545,100
5	2,900,400	241,700	3,603,600	300,300	4,168,800	347,400	5,023,200	418,600	6,577,200	548,100
6	2,920,800	243,400	3,631,200	302,600	4,197,600	349,800	5,052,000	421,000	6,606,000	550,500
7	2,941,200	245,100	3,656,400	304,700	4,227,600	352,300	5,078,400	423,200	6,636,000	553,000
8	2,962,800	246,900	3,682,800	306,900	4,256,400	354,700	5,106,000	425,500	6,664,800	555,400
9	2,988,000	249,000	3,710,400	309,200	4,286,400	357,200	5,126,400	427,200	6,692,400	557,700
10	3,015,600	251,300	3,739,200	311,600	4,317,600	359,800	5,156,400	429,700	6,714,000	559,500
11	3,043,200	253,600	3,768,000	314,000	4,348,800	362,400	5,182,800	431,900	6,736,800	561,400
12	3,067,200	255,600	3,796,800	316,400	4,382,400	365,200	5,209,200	434,100	6,759,600	563,300
13	3,092,400	257,700	3,824,400	318,700	4,413,600	367,800	5,226,000	435,500	6,780,000	565,000
14	3,121,200	260,100	3,848,400	320,700	4,434,000	369,500	5,252,400	437,700	6,796,800	566,400
15	3,148,800	262,400	3,872,400	322,700	4,460,400	371,700	5,278,800	439,900	6,812,400	567,700
16	3,176,400	264,700	3,892,800	324,400	4,486,800	373,900	5,306,400	442,200	6,826,800	568,900
17	3,199,200	266,600	3,916,800	326,400	4,507,200	375,600	5,331,600	444,300	6,842,400	570,200
18	3,232,800	269,400	3,938,400	328,200	4,531,200	377,600	5,359,200	446,600	6,852,000	571,000
19	3,266,400	272,200	3,960,000	330,000	4,555,200	379,600	5,385,600	448,800	6,860,400	571,700
20	3,298,800	274,900	3,980,400	331,700	4,576,800	381,400	5,413,200	451,100	6,868,800	572,400
21	3,331,200	277,600	3,997,200	333,100	4,598,400	383,200	5,437,200	453,100	6,878,400	573,200
22	3,362,400	280,200	4,026,000	335,500	4,616,400	384,700	5,464,800	455,400		
23	3,392,400	282,700	4,051,200	337,600	4,630,800	385,900	5,493,600	457,800		
24	3,421,200	285,100	4,077,600	339,800	4,645,200	387,100	5,521,200	460,100		
25	3,450,000	287,500	4,099,200	341,600	4,658,400	388,200	5,545,200	462,100		
26	3,480,000	290,000	4,122,000	343,500	4,678,800	389,900	5,570,400	464,200		
27	3,508,800	292,400	4,147,200	345,600	4,699,200	391,600	5,595,600	466,300		
28	3,538,800	294,900	4,172,400	347,700	4,719,600	393,300	5,620,800	468,400		
29	3,567,600	297,300	4,195,200	349,600	4,740,000	395,000	5,644,800	470,400		
30	3,595,200	299,600	4,218,000	351,500	4,759,200	396,600	5,672,400	472,700		
31	3,621,600	301,800	4,239,600	353,300	4,776,000	398,000	5,698,800	474,900		
32	3,648,000	304,000	4,260,000	355,000	4,791,600	399,300	5,721,600	476,800		
33	3,674,400	306,200	4,282,800	356,900	4,810,800	400,900	5,744,400	478,700		

34	3,700,800	308,400	4,302,000	358,500	4,830,000	402,500	5,769,600	480,800
35	3,730,800	310,900	4,320,000	360,000	4,848,000	404,000	5,796,000	483,000
36	3,757,200	313,100	4,336,800	361,400	4,868,400	405,700	5,820,000	485,000
37	3,784,800	315,400	4,353,600	362,800	4,881,600	406,800	5,845,200	487,100
38	3,800,400	316,700	4,377,600	364,800	4,899,600	408,300	5,869,200	489,100
39	3,819,600	318,300	4,400,400	366,700	4,917,600	409,800	5,892,000	491,000
40	3,836,400	319,700	4,420,800	368,400	4,932,000	411,000	5,914,800	492,900
41	3,853,200	321,100	4,441,200	370,100	4,942,800	411,900	5,938,800	494,900
42	3,858,000	321,500	4,462,800	371,900	4,962,000	413,500	5,961,600	496,800
43	3,862,800	321,900	4,482,000	373,500	4,980,000	415,000	5,982,000	498,500
44	3,867,600	322,300	4,498,800	374,900	4,999,200	416,600	6,004,800	500,400
45	3,874,800	322,900	4,519,200	376,600	5,014,800	417,900	6,027,600	502,300
46	3,880,800	323,400	4,539,600	378,300	5,032,800	419,400	6,049,200	504,100
47	3,890,400	324,200	4,557,600	379,800	5,049,600	420,800	6,070,800	505,900
48	3,900,000	325,000	4,575,600	381,300	5,067,600	422,300	6,092,400	507,700
49	3,907,200	325,600	4,593,600	382,800	5,083,200	423,600	6,112,800	509,400
50	3,915,600	326,300	4,612,800	384,400	5,097,600	424,800	6,133,200	511,100
51	3,924,000	327,000	4,630,800	385,900	5,113,200	426,100	6,154,800	512,900
52	3,932,400	327,700	4,650,000	387,500	5,127,600	427,300	6,177,600	514,800
53	3,944,400	328,700	4,663,200	388,600	5,136,000	428,000	6,195,600	516,300
54	3,952,800	329,400	4,681,200	390,100	5,146,800	428,900	6,214,800	517,900
55	3,957,600	329,800	4,698,000	391,500	5,157,600	429,800	6,235,200	519,600
56	3,964,800	330,400	4,717,200	393,100	5,168,400	430,700	6,254,400	521,200
57	3,969,600	330,800	4,732,800	394,400	5,178,000	431,500	6,273,600	522,800
58	3,978,000	331,500	4,749,600	395,800	5,188,800	432,400	6,289,200	524,100
59	3,986,400	332,200	4,765,200	397,100	5,199,600	433,300	6,304,800	525,400
60	3,993,600	332,800	4,780,800	398,400	5,209,200	434,100	6,319,200	526,600
61	4,002,000	333,500	4,795,200	399,600	5,217,600	434,800	6,333,600	527,800
62	4,012,800	334,400	4,812,000	401,000	5,228,400	435,700	6,345,600	528,800
63	4,023,600	335,300	4,828,800	402,400	5,240,400	436,700	6,357,600	529,800
64	4,033,200	336,100	4,845,600	403,800	5,251,200	437,600	6,369,600	530,800
65	4,041,600	336,800	4,857,600	404,800	5,262,000	438,500	6,376,800	531,400
66	4,053,600	337,800	4,870,800	405,900	5,272,800	439,400	6,387,600	532,300
67	4,062,000	338,500	4,882,800	406,900	5,284,800	440,400	6,398,400	533,200
68	4,074,000	339,500	4,896,000	408,000	5,295,600	441,300	6,409,200	534,100
69	4,081,200	340,100	4,906,800	408,900	5,307,600	442,300	6,420,000	535,000
70	4,092,000	341,000	4,916,400	409,700	5,319,600	443,300	6,429,600	535,800
71	4,102,800	341,900	4,926,000	410,500	5,330,400	444,200	6,438,000	536,500
72	4,113,600	342,800	4,934,400	411,200	5,342,400	445,200	6,444,000	537,000

73	4, 117, 200	343, 100	4, 942, 800	411, 900	5, 354, 400	446, 200	6, 452, 400	537, 700
74	4, 129, 200	344, 100	4, 953, 600	412, 800	5, 365, 200	447, 100	6, 458, 400	538, 200
75	4, 141, 200	345, 100	4, 963, 200	413, 600	5, 376, 000	448, 000	6, 468, 000	539, 000
76	4, 153, 200	346, 100	4, 971, 600	414, 300	5, 388, 000	449, 000	6, 475, 200	539, 600
77	4, 165, 200	347, 100	4, 978, 800	414, 900	5, 397, 600	449, 800	6, 481, 200	540, 100
78	4, 176, 000	348, 000	4, 983, 600	415, 300	5, 403, 600	450, 300	6, 488, 400	540, 700
79	4, 186, 800	348, 900	4, 987, 200	415, 600	5, 412, 000	451, 000	6, 495, 600	541, 300
80	4, 197, 600	349, 800	4, 990, 800	415, 900	5, 419, 200	451, 600	6, 502, 800	541, 900
81	4, 208, 400	350, 700	4, 994, 400	416, 200	5, 428, 800	452, 400	6, 510, 000	542, 500
82	4, 219, 200	351, 600	4, 998, 000	416, 500	5, 437, 200	453, 100		
83	4, 230, 000	352, 500	5, 000, 400	416, 700	5, 440, 800	453, 400		
84	4, 240, 800	353, 400	5, 004, 000	417, 000	5, 448, 000	454, 000		
85	4, 248, 000	354, 000	5, 006, 400	417, 200	5, 452, 800	454, 400		
86	4, 255, 200	354, 600	5, 010, 000	417, 500	5, 456, 400	454, 700		
87	4, 262, 400	355, 200	5, 013, 600	417, 800	5, 460, 000	455, 000		
88	4, 269, 600	355, 800	5, 017, 200	418, 100	5, 463, 600	455, 300		
89	4, 275, 600	356, 300	5, 019, 600	418, 300	5, 467, 200	455, 600		
90	4, 280, 400	356, 700	5, 023, 200	418, 600	5, 474, 400	456, 200		
91	4, 285, 200	357, 100	5, 026, 800	418, 900	5, 479, 200	456, 600		
92	4, 290, 000	357, 500	5, 030, 400	419, 200	5, 482, 800	456, 900		
93	4, 294, 800	357, 900	5, 032, 800	419, 400	5, 486, 400	457, 200		
94	4, 299, 600	358, 300	5, 036, 400	419, 700	5, 491, 200	457, 600		
95	4, 305, 600	358, 800	5, 040, 000	420, 000	5, 494, 800	457, 900		
96	4, 310, 400	359, 200	5, 043, 600	420, 300	5, 498, 400	458, 200		
97	4, 317, 600	359, 800	5, 046, 000	420, 500	5, 502, 000	458, 500		
98	4, 323, 600	360, 300	5, 049, 600	420, 800	5, 506, 800	458, 900		
99	4, 328, 400	360, 700	5, 053, 200	421, 100	5, 510, 400	459, 200		
100	4, 334, 400	361, 200	5, 055, 600	421, 300	5, 514, 000	459, 500		
101	4, 339, 200	361, 600	5, 058, 000	421, 500	5, 517, 600	459, 800		
102	4, 345, 200	362, 100	5, 061, 600	421, 800				
103	4, 348, 800	362, 400	5, 065, 200	422, 100				
104	4, 353, 600	362, 800	5, 067, 600	422, 300				
105	4, 359, 600	363, 300	5, 070, 000	422, 500				
106	4, 364, 400	363, 700	5, 100, 000	425, 000				
107	4, 370, 400	364, 200	5, 103, 600	425, 300				
108	4, 376, 400	364, 700	5, 107, 200	425, 600				
109	4, 381, 200	365, 100	5, 110, 800	425, 900				
110	4, 387, 200	365, 600	5, 114, 400	426, 200				
111	4, 393, 200	366, 100	5, 118, 000	426, 500				

112	4,398,000	366,500	5,121,600	426,800					
113	4,402,800	366,900	5,125,200	427,100					
114	4,407,600	367,300	5,128,800	427,400					
115	4,413,600	367,800	5,132,400	427,700					
116	4,418,400	368,200	5,136,000	428,000					
117	4,423,200	368,600	5,138,400	428,200					
118	4,428,000	369,000							
119	4,434,000	369,500							
120	4,438,800	369,900							
121	4,442,400	370,200							
122	4,447,200	370,600							
123	4,453,200	371,100							
124	4,456,800	371,400							
125	4,461,600	371,800							
126	4,467,600	372,300							
127	4,473,600	372,800							
128	4,478,400	373,200							
129	4,483,200	373,600							
130	4,489,200	374,100							
131	4,495,200	374,600							
132	4,501,200	375,100							
133	4,507,200	375,600							
134	4,513,200	376,100							
135	4,519,200	376,600							
136	4,525,200	377,100							
137	4,531,200	377,600							
138	4,537,200	378,100							
139	4,543,200	378,600							
140	4,549,200	379,100							
141	4,555,200	379,600							

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教（教育職本給表又は教育職年俸本給表（一）適用者を除く。）に適用する。

別表第4

医療職本給表(一) (第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700

35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	

73		475,200	528,900
74		475,800	529,800
75		476,500	530,700
76		477,200	531,400
77		477,600	532,200
78		478,200	533,100
79		478,800	534,000
80		479,300	534,900
81		479,900	535,700
82		480,400	536,600
83		480,900	537,500
84		481,400	538,400
85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900
89		483,800	542,700
90		484,400	
91		485,000	
92		485,400	
93		485,900	
94		486,500	
95		487,100	
96		487,600	
97		488,100	

備考 この表は、産業医に適用する。

別表第5

医療職本給表(二) (第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100
14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000
27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800

35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700
52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200
70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300

73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300
77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600
79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
108	293,500	323,800	355,700
109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700
111	294,200	324,900	357,200

112	294,500	325,200	357,700
113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	

150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		
168	311,200		
169	311,600		

備考 この表は、産業保健師、保健師、産業看護師、看護師、准看護師に適用する。

別表第6

指定職本給表（第5条関係）

号 給	本給月額
	円
1	637,000
2	708,000
3	763,000
4	820,000

備考 この表は、機構長が特に必要と認める者に適用する。

別表第6の2

URA職年俸本給表（第5条関係）

職務の級 号 給	1級		2級		3級		4級	
	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
		円		円		円		円
1	2,290,800	190,900	2,797,200	233,100	3,488,400	290,700	4,027,200	335,600
2	2,316,000	193,000	2,824,800	235,400	3,519,600	293,300	4,062,000	338,500
3	2,341,200	195,100	2,851,200	237,600	3,548,400	295,700	4,098,000	341,500
4	2,365,200	197,100	2,875,200	239,600	3,576,000	298,000	4,134,000	344,500
5	2,388,000	199,000	2,900,400	241,700	3,603,600	300,300	4,168,800	347,400
6	2,416,800	201,400	2,920,800	243,400	3,631,200	302,600	4,197,600	349,800
7	2,446,800	203,900	2,941,200	245,100	3,656,400	304,700	4,227,600	352,300
8	2,475,600	206,300	2,962,800	246,900	3,682,800	306,900	4,256,400	354,700
9	2,504,400	208,700	2,988,000	249,000	3,710,400	309,200	4,286,400	357,200
10	2,533,200	211,100	3,015,600	251,300	3,739,200	311,600	4,317,600	359,800
11	2,562,000	213,500	3,043,200	253,600	3,768,000	314,000	4,348,800	362,400
12	2,589,600	215,800	3,067,200	255,600	3,796,800	316,400	4,382,400	365,200
13	2,614,800	217,900	3,092,400	257,700	3,824,400	318,700	4,413,600	367,800
14	2,637,600	219,800	3,121,200	260,100	3,848,400	320,700	4,434,000	369,500
15	2,658,000	221,500	3,148,800	262,400	3,872,400	322,700	4,460,400	371,700
16	2,679,600	223,300	3,176,400	264,700	3,892,800	324,400	4,486,800	373,900
17	2,703,600	225,300	3,199,200	266,600	3,916,800	326,400	4,507,200	375,600
18	2,720,400	226,700	3,232,800	269,400	3,938,400	328,200	4,531,200	377,600
19	2,736,000	228,000	3,266,400	272,200	3,960,000	330,000	4,555,200	379,600
20	2,752,800	229,400	3,298,800	274,900	3,980,400	331,700	4,576,800	381,400
21	2,770,800	230,900	3,331,200	277,600	3,997,200	333,100	4,598,400	383,200
22	2,792,400	232,700	3,362,400	280,200	4,026,000	335,500	4,616,400	384,700
23	2,814,000	234,500	3,392,400	282,700	4,051,200	337,600	4,630,800	385,900
24	2,833,200	236,100	3,421,200	285,100	4,077,600	339,800	4,645,200	387,100

25	2,854,800	237,900	3,450,000	287,500	4,099,200	341,600	4,658,400	388,200
26	2,880,000	240,000	3,480,000	290,000	4,122,000	343,500	4,678,800	389,900
27	2,904,000	242,000	3,508,800	292,400	4,147,200	345,600	4,699,200	391,600
28	2,928,000	244,000	3,538,800	294,900	4,172,400	347,700	4,719,600	393,300
29	2,949,600	245,800	3,567,600	297,300	4,195,200	349,600	4,740,000	395,000
30	2,972,400	247,700	3,595,200	299,600	4,218,000	351,500	4,759,200	396,600
31	2,996,400	249,700	3,621,600	301,800	4,239,600	353,300	4,776,000	398,000
32	3,020,400	251,700	3,648,000	304,000	4,260,000	355,000	4,791,600	399,300
33	3,043,200	253,600	3,674,400	306,200	4,282,800	356,900	4,810,800	400,900
34	3,060,000	255,000	3,700,800	308,400	4,302,000	358,500	4,830,000	402,500
35	3,075,600	256,300	3,730,800	310,900	4,320,000	360,000	4,848,000	404,000
36	3,091,200	257,600	3,757,200	313,100	4,336,800	361,400	4,868,400	405,700
37	3,106,800	258,900	3,784,800	315,400	4,353,600	362,800	4,881,600	406,800
38	3,122,400	260,200	3,800,400	316,700	4,377,600	364,800	4,899,600	408,300
39	3,138,000	261,500	3,819,600	318,300	4,400,400	366,700	4,917,600	409,800
40	3,154,800	262,900	3,836,400	319,700	4,420,800	368,400	4,932,000	411,000
41	3,175,200	264,600	3,853,200	321,100	4,441,200	370,100	4,942,800	411,900
42	3,194,400	266,200	3,858,000	321,500	4,462,800	371,900	4,962,000	413,500
43	3,211,200	267,600	3,862,800	321,900	4,482,000	373,500	4,980,000	415,000
44	3,228,000	269,000	3,867,600	322,300	4,498,800	374,900	4,999,200	416,600
45	3,242,400	270,200	3,874,800	322,900	4,519,200	376,600	5,014,800	417,900
46	3,260,400	271,700	3,880,800	323,400	4,539,600	378,300	5,032,800	419,400
47	3,279,600	273,300	3,890,400	324,200	4,557,600	379,800	5,049,600	420,800
48	3,295,200	274,600	3,900,000	325,000	4,575,600	381,300	5,067,600	422,300
49	3,308,400	275,700	3,907,200	325,600	4,593,600	382,800	5,083,200	423,600
50	3,314,400	276,200	3,915,600	326,300	4,612,800	384,400	5,097,600	424,800
51	3,319,200	276,600	3,924,000	327,000	4,630,800	385,900	5,113,200	426,100
52	3,326,400	277,200	3,932,400	327,700	4,650,000	387,500	5,127,600	427,300
53	3,331,200	277,600	3,944,400	328,700	4,663,200	388,600	5,136,000	428,000
54	3,336,000	278,000	3,952,800	329,400	4,681,200	390,100	5,146,800	428,900
55	3,339,600	278,300	3,957,600	329,800	4,698,000	391,500	5,157,600	429,800
56	3,344,400	278,700	3,964,800	330,400	4,717,200	393,100	5,168,400	430,700
57	3,349,200	279,100	3,969,600	330,800	4,732,800	394,400	5,178,000	431,500
58	3,358,800	279,900	3,978,000	331,500	4,749,600	395,800	5,188,800	432,400
59	3,368,400	280,700	3,986,400	332,200	4,765,200	397,100	5,199,600	433,300
60	3,378,000	281,500	3,993,600	332,800	4,780,800	398,400	5,209,200	434,100
61	3,386,400	282,200	4,002,000	333,500	4,795,200	399,600	5,217,600	434,800
62	3,397,200	283,100	4,012,800	334,400	4,812,000	401,000	5,228,400	435,700

63	3,406,800	283,900	4,023,600	335,300	4,828,800	402,400	5,240,400	436,700
64	3,416,400	284,700	4,033,200	336,100	4,845,600	403,800	5,251,200	437,600
65	3,424,800	285,400	4,041,600	336,800	4,857,600	404,800	5,262,000	438,500
66	3,432,000	286,000	4,053,600	337,800	4,870,800	405,900	5,272,800	439,400
67	3,441,600	286,800	4,062,000	338,500	4,882,800	406,900	5,284,800	440,400
68	3,450,000	287,500	4,074,000	339,500	4,896,000	408,000	5,295,600	441,300
69	3,454,800	287,900	4,081,200	340,100	4,906,800	408,900	5,307,600	442,300
70	3,463,200	288,600	4,092,000	341,000	4,916,400	409,700	5,319,600	443,300
71	3,471,600	289,300	4,102,800	341,900	4,926,000	410,500	5,330,400	444,200
72	3,480,000	290,000	4,113,600	342,800	4,934,400	411,200	5,342,400	445,200
73	3,488,400	290,700	4,117,200	343,100	4,942,800	411,900	5,354,400	446,200
74	3,499,200	291,600	4,129,200	344,100	4,953,600	412,800	5,365,200	447,100
75	3,510,000	292,500	4,141,200	345,100	4,963,200	413,600	5,376,000	448,000
76	3,519,600	293,300	4,153,200	346,100	4,971,600	414,300	5,388,000	449,000
77	3,525,600	293,800	4,165,200	347,100	4,978,800	414,900	5,397,600	449,800
78	3,536,400	294,700	4,176,000	348,000	4,983,600	415,300	5,403,600	450,300
79	3,547,200	295,600	4,186,800	348,900	4,987,200	415,600	5,412,000	451,000
80	3,556,800	296,400	4,197,600	349,800	4,990,800	415,900	5,419,200	451,600
81	3,566,400	297,200	4,208,400	350,700	4,994,400	416,200	5,428,800	452,400
82	3,577,200	298,100	4,219,200	351,600	4,998,000	416,500	5,437,200	453,100
83	3,586,800	298,900	4,230,000	352,500	5,000,400	416,700	5,440,800	453,400
84	3,596,400	299,700	4,240,800	353,400	5,004,000	417,000	5,448,000	454,000
85	3,602,400	300,200	4,248,000	354,000	5,006,400	417,200	5,452,800	454,400
86	3,612,000	301,000	4,255,200	354,600	5,010,000	417,500	5,456,400	454,700
87	3,621,600	301,800	4,262,400	355,200	5,013,600	417,800	5,460,000	455,000
88	3,631,200	302,600	4,269,600	355,800	5,017,200	418,100	5,463,600	455,300
89	3,638,400	303,200	4,275,600	356,300	5,019,600	418,300	5,467,200	455,600
90	3,645,600	303,800	4,280,400	356,700	5,023,200	418,600	5,474,400	456,200
91	3,652,800	304,400	4,285,200	357,100	5,026,800	418,900	5,479,200	456,600
92	3,660,000	305,000	4,290,000	357,500	5,030,400	419,200	5,482,800	456,900
93	3,667,200	305,600	4,294,800	357,900	5,032,800	419,400	5,486,400	457,200
94	3,674,400	306,200	4,299,600	358,300	5,036,400	419,700	5,491,200	457,600
95	3,681,600	306,800	4,305,600	358,800	5,040,000	420,000	5,494,800	457,900
96	3,688,800	307,400	4,310,400	359,200	5,043,600	420,300	5,498,400	458,200
97	3,694,800	307,900	4,317,600	359,800	5,046,000	420,500	5,502,000	458,500
98	3,702,000	308,500	4,323,600	360,300	5,049,600	420,800	5,506,800	458,900
99	3,709,200	309,100	4,328,400	360,700	5,053,200	421,100	5,510,400	459,200
100	3,716,400	309,700	4,334,400	361,200	5,055,600	421,300	5,514,000	459,500

101	3,720,000	310,000	4,339,200	361,600	5,058,000	421,500	5,517,600	459,800
102	3,723,600	310,300	4,345,200	362,100	5,061,600	421,800		
103	3,727,200	310,600	4,348,800	362,400	5,065,200	422,100		
104	3,730,800	310,900	4,353,600	362,800	5,067,600	422,300		
105	3,734,400	311,200	4,359,600	363,300	5,070,000	422,500		
106	3,738,000	311,500	4,364,400	363,700	5,100,000	425,000		
107	3,741,600	311,800	4,370,400	364,200	5,103,600	425,300		
108	3,744,000	312,000	4,376,400	364,700	5,107,200	425,600		
109	3,748,800	312,400	4,381,200	365,100	5,110,800	425,900		
110	3,752,400	312,700	4,387,200	365,600	5,114,400	426,200		
111	3,757,200	313,100	4,393,200	366,100	5,118,000	426,500		
112	3,762,000	313,500	4,398,000	366,500	5,121,600	426,800		
113	3,765,600	313,800	4,402,800	366,900	5,125,200	427,100		
114	3,770,400	314,200	4,407,600	367,300	5,128,800	427,400		
115	3,774,000	314,500	4,413,600	367,800	5,132,400	427,700		
116	3,777,600	314,800	4,418,400	368,200	5,136,000	428,000		
117	3,780,000	315,000	4,423,200	368,600	5,138,400	428,200		
118	3,783,600	315,300	4,428,000	369,000				
119	3,788,400	315,700	4,434,000	369,500				
120	3,793,200	316,100	4,438,800	369,900				
121	3,795,600	316,300	4,442,400	370,200				
122	3,799,200	316,600	4,447,200	370,600				
123	3,804,000	317,000	4,453,200	371,100				
124	3,808,800	317,400	4,456,800	371,400				
125	3,811,200	317,600	4,461,600	371,800				
126	3,813,600	317,800	4,467,600	372,300				
127	3,817,200	318,100	4,473,600	372,800				
128	3,822,000	318,500	4,478,400	373,200				
129	3,824,400	318,700	4,483,200	373,600				
130	3,828,000	319,000	4,489,200	374,100				
131	3,832,800	319,400	4,495,200	374,600				
132	3,835,200	319,600	4,501,200	375,100				
133	3,837,600	319,800	4,507,200	375,600				
134	3,841,200	320,100	4,513,200	376,100				
135	3,846,000	320,500	4,519,200	376,600				
136	3,848,400	320,700	4,525,200	377,100				
137	3,850,800	320,900	4,531,200	377,600				
138	3,853,200	321,100	4,537,200	378,100				
139	3,855,600	321,300	4,543,200	378,600				

140	3,859,200	321,600	4,549,200	379,100				
141	3,864,000	322,000	4,555,200	379,600				
142	3,867,600	322,300						
143	3,871,200	322,600						
144	3,874,800	322,900						
145	3,879,600	323,300						
146	3,883,200	323,600						
147	3,885,600	323,800						
148	3,889,200	324,100						
149	3,894,000	324,500						
150	3,897,600	324,800						
151	3,901,200	325,100						
152	3,903,600	325,300						
153	3,907,200	325,600						
154	3,910,800	325,900						
155	3,914,400	326,200						
156	3,918,000	326,500						
157	3,920,400	326,700						

別表第7

級別標準職務表（第6条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	標準的な職務
1	定型的な業務を行う職務
2	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主任の職務
3	1 困難な業務を処理する主任の職務 2 係長、専門職員の職務 3 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする職務
4	1 相当困難な業務を処理する係長、専門職員の職務 2 副課長、専門員の職務 3 相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする職務
5	1 室長の業務 2 課長の業務
6	1 相当困難な業務を所掌する課長の職務 2 次長の職務 3 参事役の職務
7	部長の職務
8	1 相当困難な業務を所掌する部長の職務 2 局長の職務
9	相当困難な業務を所掌する局長の職務
10	重要な業務を所掌する局長の職務

ロ 技術職本給表

職務の級	標準的な職務
1	技術員の職務
2	准技師の職務
3	技師の職務
4	専門技師の職務
5	前任技師の職務
6	主任技師の職務

ハ 教育職本給表

職務の級	標準的な職務
1	教務職員の職務
2	助教の職務
	研究機関講師の職務

3	講師の職務
4	准教授の職務
5	1 教授の職務 2 J-PARCセンター長の職務
6	1 施設長の職務 2 所長の職務

ニ 医療職本給表（一）

職務の級	標準的な職務
1	産業医の職務
2	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
3	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
4	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務

ホ 医療職本給表（二）

職務の級	標準的な職務
1	准看護師の職務
2	産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務
3	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務

へ URA職本給表

職務の級	標準的な職務
1	専門URAの職務
2	専任URAの職務
3	上席URAの職務
4	首席URAの職務

別表第8

級別資格基準表（第7条関係）

イ 一般職本給表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正 規 の 試 験	統 一 試 験 ・ 機 構 試 験	大 学 卒		3	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	3	7	11	13	15				
		高 校 卒		8	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	8	12	16	18	20				
その他		中 学 卒		9	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			3	12	16	20	22	24				

ロ 技術職本給表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級					
			1	2	3	4	5	6
正 規 の 試 験	統 一 試 験 ・ 機 構 試 験	大 学 卒		1	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	1				
		高 校 卒		5	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	5				
その他		中 学 卒		6	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			3	9				

ハ 教育職本給表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		2	3	4	5	6

教授	大学卒	-----	0	3 9	別に定める	別に定める
	短大卒	-----	0	3 12	別に定める	別に定める
准教授	大学卒	-----	0	6 6 9		
	短大卒	-----	0	6 9 12		
講師	大学卒	-----	0	6 6		
	短大卒	-----	0	6 9		
研究機関講師	大学卒	-----	0			
助教	大学卒	-----	0			
	短大卒	-----	2.5			

二 医療職本給表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1	2	3	4
産業医	新大6卒	-----	6 6	別に定める	別に定める

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数は、免許を取得した時以後のものとする。

ホ 医療職本給表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1	2	3
産業保健師 保健師 産業看護師	大学卒	-----	0	5 5

看護師	短大卒			7
			0	7
准看護師	准看護師養成所卒			
		0		

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。

へ URA職本給表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1	2	3	4
首席URA	大学卒			6	3
			0	6	9
首席URA	短大卒			6	3
			0	9	12
上席URA	大学卒			6	
			0	6	
上席URA	短大卒			6	
			0	9	
専任URA	大学卒				
			0		
専任URA	短大卒				
		0	2.5		
専門URA	大学卒				
		0			
専門URA	短大卒				
		0			

別表第9

学歴免許等資格基準表（第8条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。）
	(2) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	(3) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 防衛医科大学校の卒業
	(4) 大学専攻 科卒	学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業
	(5) 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。）からの学士の学位の取得 (3) 防衛大学校の卒業
		(4) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
2 短大卒	(1) 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が15年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

	(2) 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が14年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業
	(3) 短大1卒	外国における専門学校等の卒業（通算修学年数が13年以上となるものに限る。）
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業
	(2) 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (3) 大学入学資格検定規程による大学入学検定の合格 (4) 外国における高等学校等の卒業（通算修学年数が12年以上となるものに限る。）
	(3) 高校2卒	保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が9年以上となるものに限る。）

備考

- 1 この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護師学校、看護師養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。
- 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者に実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数4年）に3年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4年制の大学の卒業として取り扱う。
- 3 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
 - (2) 学校教育法第47条、第56条又は第57条第2項の規定により同法による中学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業生又は修了者と同等の資格を有すると認められている者については、それぞれ当該学校の卒業生又は修了者に準じて取り扱うことができる。

- (3) 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数がイ、ロ、ニ又はホにあっては680時間以上、ハ又はへにあっては800時間以上のものに限る。
- イ 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 「短大3卒」の区分
 - ロ 修業年限2年以上の専門課程の卒業者 「短大2卒」の区分
 - ハ 修業年限1年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
 - ニ 修業年限3年以上の高等課程の卒業者 「高校3卒」の区分
 - ホ 修業年限2年以上の高等課程の卒業者 「高校2卒」の区分
 - へ 修業年限1年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分
- 四 学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
- イ 「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「短大2卒」の区分
 - ロ 「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 「高校3卒」の区分
 - ハ 「中学卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「高校2卒」の区分
- 4 学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格以外の資格の取扱いについては、機構長がその都度決定するものとする。

別表第10

経験年数換算表（第9条関係）

経	歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	100/100以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	80/100以下
	その他の期間	50/100以下

備考

- 1 学校教育法による大学の一の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うことができる。
- 2 国家公務員退職手当法施行令附則第3項第3号に掲げる「日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するもの」の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「外国政府職員」としての在職期間として取り扱うことができる。
- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。

別表第 1 1

修学年数調整表（第 1 0 条関係）

学 歴 区 分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときにはその年数を減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

別表第12

初任給基準表（第14条関係）

イ 一般職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1級25号給
		高 校 卒	1級 5号給
そ の 他		高 校 卒	1級 1号給

ロ 技術職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1級28号給
		高 校 卒	1級11号給
そ の 他		高 校 卒	1級 7号給

ハ 教育職本給表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級37号給
	博 士 課 程 修 了	2級31号給
	修 士 課 程 修 了	2級13号給
	大 学 6 卒	2級 1号給
	大 学 卒	2級 1号給

ニ 医療職本給表（一）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
産 業 医	博 士 課 程 修 了	1級25号給
	大 学 6 卒	1級 1号給

備考

この表の適用を受ける職員に第17条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第8の医療職本給表（一）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

ホ 医療職本給表（二）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
産業保健師	大 学 卒	2級11号給
保 健 師	短 大 3 卒	2級 5号給
産業看護師	短 大 3 卒	2級 5号給
看 護 師	短 大 2 卒	2級 1号給
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1級 1号給

備考

1 この表の「准看護師養成所卒」については、別表第8の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。

- 2 この表の適用を受ける職員に第17条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第8の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

へ URA職本給表

職 種	学歴免許等	初任給
専門URA	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1級49号給
	博士課程修了	1級43号給
	修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級 3号給

別表第13

昇格時号給対応表（第24条関係）

イ 一般職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		

60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

ロ 技術職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	—	1	1	1	1
2	—	1	1	1	1
3	—	1	1	1	1
4	—	1	1	1	1
5	—	1	1	1	1
6	—	1	2	1	1
7	1	1	3	1	1
8	1	1	4	1	1
9	1	1	5	1	1
10	1	1	6	1	1
11	1	1	7	1	1
12	1	1	8	1	1
13	1	1	9	2	1
14	1	1	10	3	1
15	1	1	11	4	1
16	1	1	12	5	1
17	1	1	13	6	1
18	1	1	14	7	1
19	1	1	15	8	1
20	1	1	16	9	1
21	1	1	17	10	1
22	1	1	18	11	2
23	1	1	19	12	3
24	1	1	20	13	4
25	1	1	21	14	5
26	2	1	22	15	6
27	3	1	23	16	7
28	4	1	24	17	8
29	5	1	25	18	9
30	6	1	26	19	10
31	7	1	27	20	11
32	8	1	28	21	12
33	9	1	29	22	13
34	10	2	30	23	14
35	11	3	31	24	15
36	12	4	32	25	16
37	13	5	33	27	17
38	14	6	34	27	17
39	15	7	35	28	18
40	16	8	36	28	18
41	17	9	36	28	19
42	17	10	36	29	19
43	18	11	37	30	20
44	18	12	38	31	20
45	19	13	39	32	21
46	19	14	41	33	21
47	20	15	42	34	22
48	20	16	42	35	22
49	21	17	43	36	23
50	22	17	43	36	23
51	23	17	44	37	24
52	24	18	44	38	24
53	25	18	45	39	25
54	25	18	46	39	25
55	26	19	47	40	26
56	26	19	48	41	26
57	27	19	48	42	26
58	27	20	48	42	26
59	28	20	49	42	27
60	28	20	50	43	27

61	29	21	51	43	27
62	29	21	51	44	28
63	29	22	52	44	28
64	30	22	53	45	28
65	30	23	54	45	29
66	30	23	54	46	29
67	31	24	54	46	29
68	31	24	55	47	30
69	31	25	56	47	30
70	32	25	56	48	30
71	32	25	57	48	31
72	32	26	58	49	31
73	33	26	58	50	31
74	33	26	59	50	
75	34	27	60	51	
76	34	27	61	51	
77	35	27	61	52	
78	35	28	62	52	
79	36	28	63	53	
80	36	28	63	53	
81	37	29	63	54	
82	37	30	64	54	
83	38	31	65	55	
84	38	32	66	55	
85	39	33	67	56	
86	39	33	67	56	
87	40	33	68	57	
88	40	33	69	57	
89	41	34	69	58	
90	41	34			
91	42	34			
92	42	34			
93	43	35			
94	43	35			
95	44	35			
96	44	35			
97	45	36			
98	46	36			
99	47	36			
100	48	36			
101	49	37			
102	50	37			
103	51	37			
104	52	38			
105	53	38			
106	53	38			
107	53	38			
108	54	38			
109	54	39			
110	54	39			
111	55	39			
112	55	39			
113	55	39			
114	56	40			
115	56	40			
116	56	40			
117	57	40			
118	57	40			
119	58	41			
120	58	41			
121	59	41			

ハ 教育職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	21	6	1
35	15	22	7	1
36	16	22	8	1
37	17	23	9	1
38	18	23	10	1
39	19	24	11	1
40	20	24	12	1
41	21	25	13	1
42	22	26	14	1
43	23	27	15	1
44	24	28	16	1
45	25	29	17	1
46	26	30	17	1
47	27	31	18	1
48	28	32	18	1
49	29	33	19	1
50	29	34	19	1
51	30	35	20	1
52	30	36	20	1
53	31	37	21	1
54	31	38	21	1
55	32	39	22	1
56	32	40	22	1
57	33	41	23	1
58	33	42	23	2
59	33	43	24	3
60	34	44	24	4
61	34	45	25	5
62	34	46	25	6

63	35	47	26	7
64	35	48	26	8
65	35	49	27	9
66	36	50	27	9
67	36	51	28	10
68	36	52	28	10
69	37	53	29	11
70	37	54	29	11
71	38	55	29	12
72	38	56	30	12
73	39	57	30	13
74	39	57	30	13
75	40	58	30	13
76	40	58	31	14
77	41	59	31	14
78	41	59	31	14
79	42	60	31	15
80	42	60	32	15
81	43	61	32	15
82	43	61	32	
83	44	62	32	
84	44	61	33	
85	45	63	33	
86	45	63	33	
87	45	62	34	
88	46	62	34	
89	46	62	35	
90	46	62	35	
91	47	62	35	
92	47	62	35	
93	47	62	35	
94	48	62	35	
95	48	62	35	
96	48	62	36	
97	49	62	36	
98	49	62	36	
99	49	62	36	
100	49	62	36	
101	50	62	36	
102	50	62		
103	50	62		
104	50	62		
105	51	62		
106	51	65		
107	51	65		
108	51	66		
109	52	66		
110	52	66		
111	52	67		
112	52	67		
113	52	67		
114	52	68		
115	53	68		
116	53	68		
117	53	68		
118	53			
119	53			
120	53			
121	54			
122	54			
123	54			
124	54			
125	54			
126	54			
127	55			

128	55			
129	55			
130	56			
131	56			
132	56			
133	57			
134	57			
135	57			
136	58			
137	58			
138	59			
139	59			
140	59			
141	60			

二 医療職本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20

45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ホ 医療職本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1

6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	2
27	11	3
28	12	4
29	13	5
30	14	6
31	15	7
32	16	8
33	17	9
34	18	10
35	19	11
36	20	12
37	21	13
38	22	14
39	23	15
40	24	16
41	25	17
42	26	18
43	27	19
44	28	20
45	29	21
46	30	22
47	31	23
48	32	24
49	33	25
50	34	26
51	35	27
52	36	28
53	37	29
54	38	30
55	39	31
56	40	32
57	41	33
58	41	34
59	42	35
60	42	36
61	43	37
62	43	38
63	44	39
64	44	40
65	45	41
66	46	42
67	47	43
68	48	44
69	49	45
70	50	46
71	51	47
72	52	48
73	53	49

74	54	50
75	55	51
76	56	52
77	57	53
78	58	54
79	59	55
80	60	56
81	61	57
82	62	58
83	63	59
84	64	60
85	65	61
86	65	62
87	66	63
88	66	64
89	67	65
90	67	66
91	68	67
92	68	68
93	69	69
94	70	70
95	71	71
96	72	72
97	73	73
98	74	74
99	75	75
100	76	76
101	77	77
102	77	78
103	78	79
104	78	80
105	79	81
106	79	81
107	80	81
108	80	82
109	81	82
110	81	82
111	81	83
112	81	83
113	81	83
114	82	84
115	82	84
116	82	84
117	82	85
118	82	85
119	83	85
120	83	85
121	83	86
122	83	86
123	83	86
124	84	86
125	84	87
126	84	87
127	84	87
128	84	87
129	85	88
130	85	88
131	85	88
132	86	88
133	86	89
134	86	89
135	87	89
136	87	90
137	87	90
138	88	90
139	88	90
140	88	90
141	89	91

142	89	91
143	89	91
144	89	91
145	90	91
146	90	92
147	90	92
148	90	92
149	91	92
150	91	92
151	91	93
152	91	93
153	92	93
154	92	
155	92	
156	92	
157	93	
158	93	
159	93	
160	94	
161	94	
162	94	
163	95	
164	95	
165	95	
166	96	
167	96	
168	96	
169	97	

へ URA職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	1	6
19	1	1	7
20	1	1	8
21	1	1	9
22	1	2	10
23	2	3	11

24	3	4	12
25	4	5	13
26	5	6	14
27	6	7	15
28	7	8	16
29	8	9	17
30	9	10	18
31	10	11	19
32	11	12	20
33	12	13	21
34	12	14	21
35	13	15	22
36	13	16	22
37	14	17	23
38	15	18	23
39	15	19	24
40	16	20	24
41	16	21	25
42	17	22	26
43	18	23	27
44	18	24	28
45	19	25	29
46	19	26	30
47	20	27	31
48	20	28	32
49	21	29	33
50	21	29	34
51	21	30	35
52	21	30	36
53	22	31	37
54	22	31	38
55	22	32	39
56	22	32	40
57	22	33	41
58	22	33	42
59	23	33	43
60	23	34	44
61	23	34	45
62	24	34	46
63	24	35	47
64	24	35	48
65	25	35	49
66	25	36	50
67	25	36	51
68	26	36	52
69	26	37	53

70	26	37	54
71	26	38	55
72	27	38	56
73	27	39	57
74	27	39	57
75	28	40	58
76	28	40	58
77	28	41	59
78	28	41	59
79	29	42	60
80	29	42	60
81	29	43	61
82	30	43	61
83	30	44	62
84	31	44	62
85	32	45	63
86	32	45	63
87	32	45	62
88	32	46	62
89	32	46	62
90	32	46	62
91	33	47	62
92	33	47	62
93	33	47	62
94	34	48	62
95	34	48	62
96	34	48	62
97	34	49	62
98	35	49	62
99	35	49	62
100	35	49	62
101	35	50	62
102	35	50	62
103	35	50	62
104	36	50	62
105	36	51	62
106	36	51	65
107	36	51	65
108	36	51	66
109	36	52	66
110	36	52	66
111	37	52	67
112	37	52	67
113	37	52	67
114	37	52	68
115	37	53	68

116	37	53	68
117	37	53	68
118	37	53	
119	38	53	
120	38	53	
121	38	54	
122	38	54	
123	39	54	
124	39	54	
125	39	54	
126	39	54	
127	39	55	
128	40	55	
129	40	55	
130	40	55	
131	40	56	
132	40	56	
133	41	56	
134	41	57	
135	41	57	
136	41	58	
137	41	58	
138	42	58	
139	42	59	
140	43	59	
141	44	59	
142	45		
143	45		
144	46		
145	46		
146	47		
147	47		
148	47		
149	48		
150	48		
151	49		
152	49		
153	50		
154	50		
155	50		
156	51		
157	51		

別表第14

昇給号給数表（第31条関係）

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	4（第28条第2項各号に掲げる職員にあっては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第28条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第15 削除

別表第16

休職期間等換算表（第36条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第1条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
職員就業規則第15条第1項第3号又は第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
派遣職員の派遣の期間	
職員就業規則第63条に規定する育児休業の期間	2 / 3 以下
専従許可の有効期間	
職員就業規則第64条に規定する介護休業の期間	1 / 2
職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下 （結核性疾患によるものである場合にあつては、1 / 2 以下）
職員就業規則第15条第1項第4号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1 / 3 以下

職員就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3 / 3 以下
---------------------------------------------------	----------

備考

派遣職員の派遣先の機関の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を職務とみなす。

別表第17

本給の調整額適用区分表(第39条関係)

職 務 担 当		調整数
1 大 学 院 教 育 関 係	(1) 国立大学法人、学校法人及び地方公共団体等が設置する大学に置かれた大学院研究科等(以下「大学院研究科等」という。)の授業を担当する所長、施設長、教員(以下「教員等」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者(大学院研究科等の博士課程に在学する学生の研究指導を担当する者を含む。)で主任として学生に対する研究指導に従事する者(別に定める者に限る。)	3
	(2) 教員等のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 教員等のうち、大学院研究科等の修士課程を担当する者	1
	(4) 教員等のうち、大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する者	
2 放 射 線 作 業 従 事	(1) 高エネルギー加速器その他の放射線発生装置(以下「高エネルギー加速器等」という。)の運転及び保守の業務に直接従事することを本務とする者(教授、准教授及び講師を除く。)	2
	(2) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする者(教授、准教授及び講師を除く。)	
	(3) 高エネルギー加速器等を運転して行う実験及び研究又は高エネルギー加速器等の運転の指導及び監督の業務又は技術の指導に直接従事することを本務とする者((1)に掲げる者を除く。)	1
	(4) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は当該施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする者((2)に掲げる者を除く。)	
	(5) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究の業務に直接従事することを本務とする者	
	(6) 放射線発生装置に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする者	

備考

大学院教育関係の欄中の大学院研究科等の担当等には、大学院博士課程に在学する機構特別共同利用研究員規則により受け入れられた大学院学生に対する講義、研究指導等を含むものとする。

別表第18

本給の調整額調整基本額（第39条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 技術職本給表

職務の級	調整基本額
1級	7,600円 ただし、1号給6,948円、2号給6,993円、 3号給7,047円、4号給7,092円、5号給7,142円、 6号給7,196円、7号給7,250円、8号給7,308円、 9号給7,349円、10号給7,421円、11号給7,488円、 12号給7,565円
2級	8,800円
3級	10,400円
4級	10,600円
5級	11,100円
6級	13,800円

ハ 教育職本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円 ただし、1号給10,489円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第19

特殊勤務手当（第49条関係）

手当の種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱等作業手当	技術職本給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき	1日につき300円 4時間未満180円
放射線取扱手当	職員が放射線管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったとき	1日につき230円